

令和3年度「離島・過疎地域振興に関する要望事項」に対する措置状況について

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
共通				
共通1	医師等確保支援について	離島・過疎地域では常勤医師の確保が困難な状況であり、継続的若しくは一時的にでも無医地区となることが無いよう医師等医療従事者の安定的な確保について支援いただきたい。	離島・過疎地域では住民が安心して生活できるよう、常勤医師の確保は行政にとって重要課題である。 しかしながら、離島・過疎地域における医療は、地理的特殊事情に起因する制約もあって常勤医師の確保が困難な状況であり、全県的な医師等医療従事者の安定した確保について支援の必要がある。	県は、自治医科大学及び県立病院で医師及び専攻医を計画的に養成するとともに、県内外の医療機関から専門医の派遣を行う基本方針の下、離島及びへき地の医療機関において勤務する医師の安定的な確保に取り組んでおります。 令和2年度以降は新たに、琉球大学医学部の地域枠を卒業した医師が専門研修を終了して、順次、離島及びへき地での勤務に従事する見込みとなっており、これらの取組を継続し、引き続き医師の確保に努めてまいります。
共通2	医療の充実強化について	離島・過疎地域における医療は特殊事情に起因する制約も多く、医師及び医療従事者は生活や労働環境の整備、診療所の管理運営等多くの支援を必要としているため、その強化を図っていただきたい。	本県は地理的特殊性ゆえに県立診療所、町村立診療所と2通りの診療所体制がとられており、ほとんどの診療所が医師1人体制であるため、その勤務環境や診療所運営は厳しい状況にある。その上、診療所施設や医療機器等の設備についても十分とはいえず、医師等は多くの不安を抱えたまま医療サービスの提供に従事している。 医師及び医療従事者の安定的な確保を図るためにも、労働環境や生活環境の整備、診療所運営の支援及び診療所施設、医療機器の老朽化に対する支援について、その強化が必要である。	県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所や医師住宅等の施設整備に要する経費及びへき地診療所の運営、機器整備に要する経費に対し、補助を実施しており、今後も住み慣れた地域で暮らしているために必要な医療支援を行ってまいります。
共通3	離島航空路線の運賃の低減方並びに『離島空路整備法（仮称）』の制定について	離島住民の生活福祉、経済の発展向上等、離島振興を図るため、離島航空路線の運賃の低減方並びに『離島空路整備法（仮称）』の制定についてご尽力をいただきたい。	割高設定を余儀なくされている現行の日本トランスオーシャン航空、琉球エア・コミュニーター路線の航空運賃は、離島振興の隘路となっており、県の補助による運賃低減と、さらに『離島空路整備法（仮称）』の制定が必要である。	県では、離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、割高な交通コストを低減し、離島住民の負担軽減を図るため、平成24年度から「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業」を実施し、航空路では新幹線並み運賃が実現されております。 県としては、本事業を令和4年度以降も安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えており、引き続き、離島住民等交通コスト負担軽減のため取り組んでまいります。 離島航空路の安定的な確保及び利便性の向上を目的に、運航費及び航空機購入費用に係る財政支援、航空機燃料税等の公租公課の軽減措置が実施されておりますが、これらの内容をより確実なものとするため、新たな法制の整備についての要望を国に行ってきたところであります。 県としては、引き続き関係都道府県等と連携して、その実現に取り組んでまいります。
共通4	台風災害による支援策について	台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から、現在の災害復旧制度の適用基準を見直すよう引き続き国に対し強く働きかけていただきたい。	本県は、台風銀座と呼ばれるほど、地理的・気象的にも台風が通過する位置にあり、毎年台風の被害を被っている。 平成15年宮古圏域を襲った台風14号では、全壊・半壊する建物は少なかったものの風に伴う窓ガラスの破損による人的被害や吹き込んだ雨水により、公共施設、学校、病院、家屋等広範囲にわたり甚大な被害を受け、長時間住民の生活に支障をきたし、精神的、肉体的にも大きなダメージを与えた。 しかしながら、壊滅的な被害を被ったにもかかわらず、国の定める災害救助法や激甚災害法のような災害復旧制度は、地震や大規模な土砂災害など家屋が数多く倒壊する災害を想定していることから、同制度の適用基準に当てはまらないのが現状である。 毎年のように来襲する台風による災害は、宮古圏域のみならず、本県全体にかかわる問題であり、台風災害における住民の生命、財産、生活の安全と安定を守る立場から、災害復旧制度の適用基準を災害の大きさと被害の実態を総合的に判断する等、その適用基準を見直す必要がある。	災害復旧制度の改善については、全国でも要望が多く、全国知事会から積極的に国への要望を行っており、平成22年度の被災者生活再建支援制度における適用条件の緩和、激甚災害制度における局地激甚災害指定基準の緩和のほか、平成23年度には地方交付税法の一部改正により大規模災害等に係る特別交付税が必要に応じて交付可能となるなど、一定の成果が表れております。 また、令和元年度には、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度について、一部損壊の住宅のうち、損害割合が10%以上の被害が生じたものについても支援の対象とされ、令和2年12月には被災者生活再建支援制度について、全壊及び大規模半壊に加えて、新たに中規模半壊世帯が支援金の支給対象とされたところであります。 県といたしましては、災害復旧制度を活用した早期の復旧が行えるよう関係大臣等に対し求めてきたところであり、引き続き、全国知事会とも連携し、要請していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
共通5	宮古・八重山圏域周辺海域等の取り締まりの強化について	尖閣諸島周辺海域や排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全・保護及び船舶の安全操業と安全航行の確保等のため、監視体制の強化など、周辺海域等の取り締まり強化について、配慮していただきたい。	海洋国家である我が国の排他的経済水域の広さは世界第6位であり、その広さは豊富な海洋資源の恩恵をもたらしている。特に近年は、石油、天然ガス、メタンハイドレートなどの貴重なエネルギー資源の開発が期待され、排他的経済水域の保全是ますます重要となっている。そのような中、尖閣諸島周辺海域では、中国公船による領海侵犯や排他的経済水域での漁業者への挑発的行為などが繰り返され、尖閣国有化以降、中国の動きはさらに活発化している。については、尖閣諸島周辺海域や排他的経済水域における貴重な海洋資源の保全・保護及び船舶の安全操業と安全航行の確保等のため、監視体制の強化など、周辺海域等の取り締まりの強化を図る必要がある。	尖閣諸島周辺海域については、中国公船による領海侵入や領海内における漁船の追尾等の行為が繰り返されており、県としては、このような中国公船の行為は不測の事態を招くおそれがあり、断じてあってはならないものと考えます。そのため、令和2年5月、10月及び令和3年2月に漁業関係者とともに政府に対し、中国公船による県内漁船追尾の再発防止と漁業の安全確保を求める要請等を行うとともに、令和3年10月には沖縄及び北方対策担当大臣に対して、同年11月には官房長官に対して、尖閣諸島が日本固有の領土であることを国際社会へ明確に示すこと、冷静かつ平和的な外交によって中国との関係改善を図ること、同諸島周辺の海域における安全確保等に適切に対応すること等について、要望を行っております。また、令和3年2月19日には、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣に対し、令和3年5月27日には、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣に対し、同海域における安全確保について、更なる海上保安体制の強化等適切な措置を講ずることや冷静かつ平和的な外交（対話）によって中国との関係改善を図ること等について要請を行ったところです。
共通6	自動車リサイクル法における離島対策支援事業について	リサイクル料金の剰余金を活用して実施されている自動車リサイクル法離島対策支援事業について、住民負担となっている残りの2割を県に支援していただきたい。	平成17年1月1日から施行された自動車リサイクル法に基づく指定法人である公益財団法人自動車リサイクル促進センターにおいて、離島における使用済み自動車の再資源化を促進するために県内離島から沖縄本島への海上輸送の際に要する費用の8割を上限として出捐しているが、残りの2割については離島住民の負担となっている。同センターによると、当該支援の原資は全国の自動車ユーザーが預託したリサイクル料金の一部から出捐されたものであり、支援を受ける受益者にも一定の負担をいただく事が適正と説明されているが、本島住民が負担することのない海上輸送費は残りの2割であっても離島住民の大きな負担となっている。また、市町村における業務の効率化を促すとされているが、自動車のリサイクルについては所有者の意識によるところが大きいため運搬費用が捻出できずに、島内への不法投棄が絶えない状況にあることから、住民負担となっている残りの2割について県の支援が必要である。	使用済み自動車の再資源化等に関する法律に基づく指定法人である公益財団法人自動車リサイクル促進センターでは、離島における使用済み自動車の再資源化等を促進するため、県内離島から沖縄本島への海上輸送の際に要する費用の8割を支援しております。同センターによると、当該支援の原資は全国の自動車ユーザーが預託したリサイクル料金の一部から出えんされたものであり、支援を受ける受益者にも一定の負担をいただくことが適正であること、また、市町村においても業務の効率化を促すことになることから、出えん率の上限を8割としたものであると説明しております。県としては、各市町村の状況を踏まえ、海上輸送費の低減化が図られ同事業が円滑に促進されるよう、引き続き離島市町村に対して必要な助言等を行ってまいります。
共通7	海洋漂着ゴミ処理対策について	海洋漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発砲スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海洋漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着パイや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物質による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに高密度の微細プラスチック（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも、継続的に海洋漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を市町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。	県では、平成21年度に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づく国の補助金を活用し、全県的な漂着物実態調査、回収処理事業を継続して実施しております。今後も国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
共通8	特定町村（人材確保支援計画の対象となる町村）の地域保健活動を推進する人材確保・資質向上等について	<p>(1) 保健師の計画的・継続的確保 特定町村において、保健師の安定した確保・定着について更なる支援をしていただきたい。</p> <p>(2) 人材育成 採用した新任保健師等に対し地域実状に応じた現任教育等、人材育成及び資質向上について引き続き全面的に支援していただきたい。</p> <p>(3) 保健師の複数配置 保健師の加重負担を軽減するためにも、保健師の複数配置が促進されるよう支援していただきたい。</p> <p>(4) 財政的支援 特定町村における保健師の確保及び資質の向上が図られるよう引き続き財政面等の支援をしていただきたい。</p>	<p>(1) 特定町村保健師の多くが、他県を含む島外出身者であり、地理的、社会的不利性等から採用後も勤続期間が短いことが多く、安定した確保・定着に苦慮している状況である。住民へ安心ある質のよい保健活動を提供するためには保健師の継続的な確保・定着は必要不可欠であり市町村における保健師の計画的な採用が可能となるような制度の創設等が必要である。</p> <p>(2) 特定町村においては、ようやく採用した保健師の多くが、新卒者であるため、地域保健活動の経験がなく、円滑に保健事業を進めることが困難であり、また、保健の専門職や先輩保健師等もいないため専門的な実務及び資質向上研修を町村独自で実施することも困難である。現在、新採用保健師については、県保健所保健師の支援で1年間の現任教育による実務研修が行われており、特定町村の保健事業の実施推進に大きな効果をあげているため、勤続年数に見合った研修の実施や特定町村保健師と県保健師間、保健所管内の市町村保健師間の人事交流等人材育成及び資質向上等について更なる支援が必要である。</p> <p>(3) 小規模町村では、保健師1名で保健業務（保健・福祉・介護等）が行われていることが多くその責任や負担も大きく、保健師の安定した確保につなげられない状況がある。また、専門的職種であるがゆえの閉塞感等が辞職理由の1つとも考えられている。そのため保健師の複数配置は急務であり、継続的な確保が促進されるためにも、その支援が必要である。</p> <p>(4) 特定町村における保健福祉行政が円滑に推進し、保健師の安定確保及び資質向上が引き続き図られるよう、更なる財政支援が必要である。</p>	<p>(1) 平成9年度より、特定町村においては「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づき、特定町村保健師の確保支援と定着支援を行っているところであります。</p> <p>(2) 特定町村における人材育成支援では、保健所の現任教育支援や集合研修等と併せ、平成30年度から退職保健師（コーディネーター）を活用した現地で現任教育支援事業や地域保健活動支援を実施しております。（保健医療総務課） また、県では、行政に勤務する保健師の資質向上を図るための研修会を実施しております。（地域保健課）</p> <p>(3) 保健師1人配置、又は産休等により休暇者が生じた場合等において、地域保健事業が円滑に実施できるよう「沖縄県特定町村保健師等人材確保・育成支援計画」に基づいて、短期間・スポット的な応援保健師の人材紹介など体制整備を行っているところであります。</p> <p>(4) 保健師の配置につきましては、地方交付税が措置されているほか、人件費に対する国庫補助も措置されております。</p>
共通9	港湾等の整備促進について	離島の重要港湾及び地方港湾の整備、同港湾環境整備等を促進していただきたい。	地域間交流や観光の促進をはじめ、物流の高速・効率化、離島航路就航船舶のカーフェリー化と大型化等の基盤となる離島の重要港湾及び地方港湾の整備、同港湾環境整備を促進するとともに、ターミナルのバリアフリー化に対する支援措置を強化する必要がある。防災並びに火山噴火等災害時のライフライン確保の見地から必要な耐震強化岸壁の整備を進める必要がある。	島しょ県である本県の離島港湾は、離島地域の物流・人流を支える重要な役割を果たしていること認識しております。 そのため県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画等に基づき、離島地域の定住条件の整備や観光振興等を図るため、海上交通の安全性・安定性の確保、輸送需要の増大、ユニバーサルデザイン等に対応した港湾施設の整備に取り組んでいるところであります。
共通10	水道事業の広域化について	全市町村の水道事業広域化を早急に図っていただきたい。	離島・過疎地域における水道事業は未だに厳しい運営を余儀なくされており、低廉で安全・安心な水の確保、災害等に対する危機管理体制の確立は重要な課題である。 沖縄県でも、21世紀ビジョン基本計画において「小規模離島をはじめとする県内事業体における水道広域化の推進により、水道事業の運営基盤の安定化に取り組み、安全な水道水の安定供給の維持、向上及び住民への負担軽減を図る。」と謳っており、現在、本島周辺離島8村については、第1段階として広域化を進めていただき、一部自治体では広域化が実施されたところである。 しかし、残りの自治体については広域化計画が令和5年度に延長され、その後、第2段階として本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道水供給範囲拡大が計画されているため、本島市町村との水道サービスの格差は正が喫緊の課題でありながら、その差はなかなか縮まることがない。 離島住民が住み慣れた島で安心して暮らし続けることができるよう、全市町村の水道事業を統合した水道広域化の実現を早急に図る必要がある。	県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道水供給範囲拡大による水道広域化を令和7年度までに実施予定としており、粟国村では、平成29年度末、北大東村では、令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区では、令和2年度末に広域化を実施しています。 その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道水供給範囲の拡大並びに水平統合を推進し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
共通11	復帰特別措置法の「揮発油税及び地方揮発油税軽減措置」延長について	揮発油税及び地方揮発油税軽減措置は、令和4年5月14日で失効し、これに関連して許可された。石油価格調整税も令和4年3月31日に効力を失う。これらの特別措置が廃止された場合、離島における産業の振興と住民生活の安定向上に大きな影響を及ぼすため、復帰特別措置法の「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」について延長していただきたい。	県内離島における石油製品については、揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置等の関連において地方税法第261条の規定により、法定外普通税として沖縄県石油価格調整税が許可され、同調整税を主たる財源にして県内離島石油製品輸送費を補助することにより、本島並みの価格安定と円滑な供給が維持されてきたことで、県内離島の産業の振興及び住民生活の安定向上に大きく寄与してきた。しかしながら、復帰特別措置による揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置は令和4年5月14日で失効し、また、これに関連して許可された石油価格調整税も同年3月31日をもって失効する予定である。これらの特別措置が廃止された場合、離島の住民はガソリン価格において揮発油税上昇と運賃コスト転嫁による二重の負担を強いられ、その生活を圧迫されることとなる。離島における産業の振興と住民生活の安定的かつ継続的な負担軽減のためにも、復帰特別措置法の「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の延長が必要である。	県では、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（昭和46年法律第129号）に基づく揮発油税等の軽減措置（7円/ℓ）を前提として、県内で販売される揮発油に石油価格調整税（法定外普通税 1.5円/ℓ）を課税し、その税収を実質的な財源として、石油製品輸送等補助事業において、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の当該輸送経費に対し補助を行っております。本軽減措置が廃止された場合、一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響が大きいため、本軽減措置の延長を国に要望していたところ、令和4年度税制改正大綱において「沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を2年延長する」ことが示され、令和3年12月24日に閣議決定されたところであります。
共通12	離島の旅館業に係る税制特別措置の延長について	離島の旅館業に係る税制特別措置は沖縄振興特別措置法の期限と共に令和4年3月31日で失効することとなるが、新たな沖縄振興特別措置法においても離島の宿泊施設の立地促進を図るため、旅館業に係る税制特別措置を継続していただきたい。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から観光客数は前年度に比べ激減したものの、ポストコロナを見据えた観光需要に対応するとともに、より付加価値の高い観光振興を図るためにも、離島の旅館業に係る税制特別措置を延長・拡充し、宿泊施設の立地促進や既存宿泊施設の増設・改修等を促進していく必要がある。	離島の旅館業に係る税制特別措置については、離島の持つ地理的、自然条件等の不利性などから生じる本島との格差や若年層の島外流出、高齢化の進行による地域活力の低下等の課題を解消するため、旅館業等の立地を促進することにより就労の場を創出し、産業の振興を図ることを目的としております。県としては、当該制度の活用促進に取り組むとともに、特別措置の拡充・延長等について、国に要望していたところ、令和3年12月24日に閣議決定された令和4年度税制改正大綱において、当該特別措置を拡充・延長することが示されたところであります。
北部圏域				
北部1	過疎地域における安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給できる体制の構築について	やんばる3村（国頭村・大宜味村・東村）を用水供給市町村に含め水道水の安定供給の為に施策（水道広域化等）を推進していただきたい。	沖縄県の上位計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、過疎地域などの市町村が取り組む生活環境整備等の推進を支援するとあり、特に水道の安定供給に向け水源涵養林の保全に努めるとともに、水道施設の整備や水道広域化を推進すると位置づけられている。国頭村においては、過疎化対策の一環として進めている定住促進住宅の整備やリゾート開発計画等により今後、水需要の増加が見込まれる。また、「やんばる世界自然遺産」登録など観光振興等による地域経済の活性化を図る意味でも安定した水道施設の整備が重要になってくる。以上のことから、県下均衡ある発展に資するためにも水道施設整備（広域化等）の推進の必要がある。	県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化を令和7年度までに実施予定としており、栗国村では、平成29年度末、北大東村では、令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区では、令和2年度末に広域化を実施しています。その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道用水供給範囲の拡大並びに水平統合を推進し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。
北部2	海岸保全について	謝敷海岸の保全対策について推進していただきたい。	連続的に広がる謝敷海岸・海浜は、国頭村の豊かな自然景観を形成するとともに、貴重な生物の生息・生育地であり、本島西海岸においてウミガメの上陸や産卵が最も多く確認されている。海岸事業については、多くの要件が必要とされているが、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げる自然環境の保全・再生・適正利用・環境共生型社会の施策推進を踏まえ、謝敷海岸の保全対策に積極的な推進強化が必要である。	国頭村の謝敷海岸の海域は、沖縄海岸固定公園の普通地域、海浜及び陸域は同特別地域となっており、海岸線には、国の道路護岸等の整備がなされております。謝敷海岸は、一般公共海岸区域となっており、自然環境の保全や公共施設の機能維持の観点から、海岸管理者としてどのような対応が可能か、今後、意見交換、情報提供等を行いたいと考えております。
北部3	大宜味村内海岸高潮対策事業について	海岸保全施設として、人工リーフ（潜堤）を設置し併せて養浜事業を導入して頂きたい。	大宜味村内国道58号沿いには集落が集中している。昭和から平成にかけて県の海岸事業により陸岩堤が整備されたが、台風及び冬季の北風の強風の影響で高波浪浪等により交通障害や住宅地域への越波による飛来障害が生じており、防護機能は十分果たしているとはいえない状況である。については、特に被害のある津波、大宜味、大兼久区域において安全性確保のためにも高潮対策を実施する必要がある。	県においては、これまで大宜味村沿岸の大宜味海岸、根路銘海岸及び津波海岸において離岸堤、養浜等の高潮対策事業を行い、越波被害対策を講じてきたところであります。今後とも集落等への越波被害が発生した際には、大宜味村と連携を図りながら、事業化を検討したいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部4	塩屋湾岸の道路整備について	災害に強い道路整備と直轄国道への格上げをしていただきたい。	大宜味村塩屋湾を囲む国道331号と県道9号線は生活道路として交通の要であり、重要なインフラである。特に国道331号は、満潮時や、台風時に海水が道路上に浸水し片側交互通行になることがあり、地域住民の生活に支障をきたしている状況である。 国道331号については、道路への浸水がこれからも発生することが予想され、住民に不安を与えている。さらに、国道331号は緊急輸送道路にも指定されており、緊急の場合支障が出るのが予想される。 については、災害に強い道路整備や道路上への浸水を防ぐことができる海岸整備が必要である。	塩屋海岸の道路整備については、大宜味村と協力して被害状況の把握に努め、対策を検討していきたいと考えております。 直轄国道への格上げについては、当該区間が一般国道の指定区間を指定する基準に該当しないことから、指定区間外として沖繩県が管理しているものであります。
北部5	大宜味村内の海岸の整備について	住民の日常的海岸利用や、観光資源として活用していくため、海岸整備をしていただきたい。	大宜味村内の海岸は旧暦の3月3日の浜下（ハマウリ）やアブシバレー等の行事、海水浴、潮干狩り等の日常住民生活場として活用されている。特に喜如嘉区には沖繩県指定天然記念物の「喜如嘉板敷海岸の板干瀬」が存在し、サンセットの美しい海岸風景を形成している。 この自然環境を適切に保全し、住民の日常的海岸利用や観光資源として海岸整備をすることで、本村の観光振興に大きく寄与するものと期待される。 については、大川川の親水性や板瀬（ビーチロック）を活用し、住民に日常的に親しまれ、観光客にも利用されるような海岸整備が必要である。	大宜味村饒波から喜如嘉にかけての沿岸においては、これまで道路管理者による護岸等の整備がなされております。 喜如嘉地区の沿岸には、天然の砂浜が形成され、一帯が優れた自然環境を有していることから、海岸法の目的である防護、環境及び 利用の調和が保たれており、観光振興のための海岸保全施設の整備については、慎重に検討を行う必要があると考えております。
北部6	塩屋湾遊歩道及び自転車道の整備について	塩屋湾を観光資源として活用するため遊歩道の整備をしていただきたい。	塩屋湾は新沖繩八景にも指定されている景勝地であり、また、大宜味村は先人から継承されてきた生活スタイルと豊かな自然環境からなる生物多様性の地域として、平成28年9月15日にやんばる国立公園にも指定され、平成30年度には環境省を主体とし、やんばる3村（大宜味村・国頭村・東村）と沖繩県において取り組んでいる世界自然遺産登録を視野にしたこの機会に、その特性を最大限に活かした地域振興に取り組み、その入口となる塩屋湾一帯を観光拠点として整備する必要がある。 沖繩県管理道路である県道9号線、国道331号に、その優れた景観を観光資源として活用するための遊歩道及び自転車道の整備が必要である。	【環境部】 大宜味村の塩屋湾周辺は、平成28年9月15日に指定された「やんばる国立公園」の区域内にあります。 国立公園内の園地などの施設整備は、国（環境省）が執行することとなり、大宜味村では、昨年度プロジェクト推進室を設置し、令和3年度から遊歩道・自転車道の整備を含めた塩屋湾周辺の産業振興整備計画の策定に取り組む予定と聞いております。 県としては、今後、大宜味村の意向を踏まえ関係機関と連携し整備の推進に向けて取り組んでまいります。 【土木建設部】 自転車通行空間の整備については、市町村が策定する自転車活用推進計画が必要となることから、県としては市町村の計画策定を支援するとともに、策定された計画に基づき、取り組んでいきたいと考えております。
北部7	北部地域の自転車道整備について	交通、観光、環境、地域経済等の観点から北部地域における新たな地域おこしのツールとして、自転車を活用した地域間連携事業の展開の為、北部地域の中心部、名護市を拠点に国道58号や国道331号などにおける自転車道の整備をしていただきたい。	現在、北部地域では名護市をはじめとし自転車を活用したまちづくり、地域づくりに取り組んでいるところである。 また、沖繩県の上位計画である「沖繩21世紀ビジョン基本計画」において快適な自転車の走行空間整備、観光周遊自転車ネットワーク整備計画が位置づけられている。 これまでのツール・ド・おきなわの実績を踏まえつつ、特に今後注目されるであろうやんばる3村（大宜味村・国頭村・東村）世界自然遺産登録など観光部門における誘客、地域経済の活性化を図る意味でも自転車によるやんばるの自然を体感していただき、やんばるの魅力を感じ自動車では味わうことの出来ないスローライフを満喫してもらうため自転車道の整備が必要である。	自転車通行空間の整備については、市町村が策定する自転車活用推進計画が必要となることから、県としては市町村の計画策定を支援するとともに、策定された計画に基づき、取り組んでいきたいと考えております。
北部8	住宅宿泊事業に起因する生活環境悪化対策について	住宅宿泊事業について、各集落の生活環境保全のため、都市計画区域外においても規制や許可基準の整備をしていただきたい。	現在、民泊サービスが急速に普及していく中、昔ながらの古民家での民泊サービスの需要も増加してきている。また、今後世界自然遺産登録を目指しており、国内・国外からの観光客の増加が予想される。 沖繩県では住宅宿泊事業法第18条に基づき沖繩県条例において都市計画区域内や学校法に基づく学校等の施設周辺においてのみ検討されているが、特に施設に従業員がおらず宿泊者しか滞在しないシステムの民泊事業が多いため、夜中の騒音やごみ等が散乱しており、地域住民が迷惑している状況である。都市部だけでなく、このような貴重な環境や住民を守るよう規制や許可基準の整備が必要である。	住宅宿泊事業の実施を制限する区域の拡大等については、住宅宿泊事業法及び県条例施行後における事業の実施の状況を踏まえ、必要な措置を検討していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部9	塩屋湾及び宮城島の港湾整備について	塩屋湾を利用した観光促進のため船溜場の整備及び宮城橋付近の浚渫をしていただきたい。	塩屋湾は新沖縄八景でもあり、やんばる国立公園として景勝地であるため、今後もさらなる誘客が見込まれている。この優れた塩屋湾の条件から、廃校となった旧塩屋小学校、やんばるの森ビジターセンターを拠点にブルーツーリズムを展開し、観光遊覧船の運航や、サバニ・カヌー・ボート体験等の利用者の利便性と安全確保のため、旧塩屋小学校付近に船溜場が必要である。また、宮城橋付近の土砂堆積によりやんばるの森ビジターセンターから湾内へのコースが干潮時には断たれてしまう状況であるため、土砂の浚渫を行う必要がある。	塩屋港における新たな港湾施設の整備については、大宜味村と意見交換を行いながら、検討していきたく考えております。
北部10	沖縄県水道広域化の推進について	やんばる3村（東村・国頭村・大宜味村）を用水供給市町村に含め水道水の安定供給の為に施策（水道広域化等）を推進していただきたい。	沖縄県の上位計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、過疎地域などの市町村が取り組む生活環境整備等の推進を支援するとあり、特に水道の安定供給に向け水源涵養林の保全に努めるとともに、水道施設の整備や水道広域化を推進すると位置付けられている。 東村においては、過疎化対策の一環として進めている定住促進住宅の整備やリゾート開発計画等により今後、水需要の増加が見込まれる。 また、「やんばる世界自然遺産」登録など観光振興等による地域経済の活性化を図る意味でも安定した水道施設の整備が重要である。 以上のことから、県下均衡ある発展に資するためにも水道施設整備（広域化等）の推進の必要がある。	県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化を令和7年度までに実施予定としており、粟国村では、平成29年度末、北大東村では、令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区では、令和2年度末に広域化を実施しています。 その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道用水供給範囲の拡大並びに水平統合を推進し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。
北部11	国道331号及び県道70号線の整備について	災害に強い道路の整備、高潮対策及び歩道の整備をしていただきたい。	国道331号及び県道70号線は、東村の重要な生活道路である。 国道331号及び県道70号線の海岸沿いの道路において、台風等の悪天候時には高潮により流木や石及び砂が打ち上げられ、側溝が詰まり、路面に大きな水たまりが出来る箇所があるなど通行に支障をきたしている。特に平良から伊是名の区間は平成27年に発生した土砂崩れのような災害発生の危険性もあることから、海側へ法線を変更するなど、災害に強い安全な道路の整備が必要である。 また、平良から伊是名間及び宮城区の区間において歩道が整備されていない箇所があり、歩行者の安全が確保されていない状況にあることから、歩道の整備も検討が必要である。	県管理道路の荒天時における越波、落石対策等については、道路護岸、落石防護壁等の整備を鋭意進めているところであります。 当該区間の過去の被害状況を踏まえて、緊急輸送道路や生活道路としての機能に影響を与える区間について、防災対策を検討していきたく考えております。 また、歩道整備については、歩行者等の利用状況を踏まえ、歩道整備の必要性等を検討していきたく考えております。
北部12	松くい虫被害について	松くい虫の被害拡大防止のため、徹底防除していただきたい。	東村の川田、宮城地域において松くい虫の被害が令和元年には602本、令和2年には655本と急激に増加している状況がある。県、村で被害木を駆除しているが、近年は特に被害木が多く苦慮していることから更なる対応が必要である。	松くい虫の防除については、保安林等の公益的機能の高い松林を中心に、県と関係市町村が連携して選択と集中による防除を実施した結果、県全体の被害量は減少しておりますが、東村では、被害が増加傾向にあり、被害の拡大が危惧されております。 そのため、県では、被害拡大防止を図るため、松くい虫被害の先端地域である東村を重点防除地域に位置づけ、沖縄振興特別推進交付金を活用し、ドローン等による被害木探索と伐倒駆除を実施しております。 また、県では、市町村が松くい虫防除に活用できる沖縄型森林環境保全事業を予算措置しており、本事業の活用も含め、引き続き東村と連携を図りながら、同地域の徹底防除に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部13	本部港（旧エキスポ地区）のヨットハーバー施設整備について	地域特性を活かした新たな観光サービスの提供及びレジャーボート等の係留場所確保のため、本部港渡久地地区（旧エキスポ地区）にマリーナを整備していただきたい。	<p>本部港渡久地地区（旧エキスポ地区）は、昭和50年の沖縄海洋博覧会の観光船や連絡船の寄港地として整備された。その後、那覇一本部一伊江島を結ぶ高速船が就航したが、現在は廃止になり、港としての活用はされていない現状がある。</p> <p>国の重点政策の柱としての観光立国、沖縄県における観光客1000万人構想実現に向けた中、周辺が海に囲まれた地域としての観光誘客を図るには、寄港増が見込まれるクルーズ船等の対応による観光開発を取り込む必要がある。</p> <p>本部港渡久地地区（旧エキスポ地区）は、国営沖縄記念公園に隣接していることや、世界遺産である今帰仁城跡・山里のカルスト等の自然資源等も豊富なため本部半島内での観光周遊が可能である。また、本部町総合計画で「海洋レクリエーション機能充実」地区として位置づけており、港湾背後地には、長期滞在型・海洋ウエルネスリゾートとして健康保養施設等も整備され、沖縄県の観光振興に寄与する地域となっている。</p> <p>一方で、観光関連事業者の所有するレジャーボート等の小型船舶は、本部港渡久地地区旅客待合所付近に集中して係留されているが、係留場所が不足しており、新たな係留場所の確保が課題となっている。</p> <p>地域特性を活かした新たな観光サービスの提供及び係留場所の確保の観点から、本部港渡久地地区（旧エキスポ地区）におけるマリーナの整備が必要である。</p>	旧エキスポ地区及び垣内地区の活用方法については、本部町と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。
北部14	名護東道路の本部方面への延伸について	過疎化の歯止めと若者の定住促進及び広域活動支援の推進と沖縄県内の均衡ある発展を図るため、地域高規格道路「名護東道路」を本部方面へ延伸していただきたい。	<p>本部半島は、年間約500万人が訪れる海洋博公園や、世界遺産今帰仁城跡など、沖縄北部地域に観光客を誘引する重要な観光拠点を擁しており、今後も観光関連産業への波及効果が期待されている地域でもある。また、伊江村、伊平屋村、伊是名村といった離島地域を結ぶ港や、本土航路が発着する港、周辺離島や北部地域の物流拠点の要所となっている。</p> <p>一方、当該地域には、厳しい過疎化・高齢化の進展、人口流出といった問題のほか、農林水産業をはじめとした既存産業の活性化や新たな産業振興等、早急に解決すべき課題が山積みとなっている状況がある。</p> <p>地域医療格差の緩和等による住民の生活福祉の向上や、北部地域における輸送に係る時間的・経費的ロスを縮小するため、県道84号線名護本部線にアクセス可能な箇所へ地域高規格道路「名護東道路」を接続し、県道84号線名護本部線と一体的に整備する必要がある。</p>	<p>名護東道路は、名護市伊差川から許田に至る延長8.4キロメートルの地域高規格道路であります。</p> <p>伊差川から先の延伸については、令和3年3月、沖縄ブロック幹線道路協議会において、新広域道路交通計画の高規格道路に位置付けられたところであります。</p> <p>今後は、地元自治体と連携し、国に対して、早期の事業化を要望していきたいと考えております。</p>
北部15	小規模高等学校の特徴ある学校づくりの拡充について	離島・過疎地域に設置されている小規模高等学校の特徴ある学校づくりを推進することで、それぞれの高等学校の長所を伸ばし、魅力化を図っていただきたい。	<p>本部町の発展に、県立本部高等学校及び在校生の存在は必要不可欠であるという認識のもと、これまで町行政としても本部高校特進塾の開設をはじめとして、本部高校の魅力化に多くの支援を行ってきた。</p> <p>高校までは地元という合言葉は、経済的な負担軽減もさることながら、何よりも故郷を愛し、将来の町を担う人材育成にも繋がる。小規模校ながら地域と連携し、さまざまな体験をおとして学び成長していく生徒の姿、それを支える熱意ある教師たちの姿は、「生きる力」の育成を目指す今日の教育の方向と一致している。</p> <p>少子高齢化・過疎化のなか、小規模校ながら必死に頑張る高校は全国に顕在化してきている。文部科学省も「地方創生に資する高等学校改革」を打ち出し、また沖縄県でも「沖縄県地域学校協働活動推進事業」を実施し、支援に乗り出している。</p> <p>本部町としてもこれらの事業を活用し、より一層の地域連携によって本部高校を支援する計画であり、有効な手立ての実践に着手している。</p> <p>しかしながら、地域の踏ん張りにも限界があることから、流れを変えるために県レベルで主導するプロジェクトや、全国に発信できて本部高校がモデル校となるような、「観光文化の町 本部町」ならではの特色あるプランを、双方で立案する必要がある。</p>	<p>県教育委員会では、魅力ある学校づくり推進事業「県立高等学校生き生き活性化支援授業」における研究指定校として、本部高等学校を令和3年度の研究校として指定し、学校魅力化の支援を行っているところです。</p> <p>今後とも学校や地域及び関係機関等と意見交換を行い、生徒・保護者のニーズや当該高等学校での教育環境等、総合的な観点から適切に対応してまいります。</p>

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部16	本部港上屋施設及び屋根付歩道の整備について	本部港の上屋施設及び屋根付歩道を整備していただきたい。	伊江村では平成15年度より修学旅行生に島の住民生活を体験する「民泊」事業が始まり、毎年5万人程の利用がある。しかし本部港には上屋施設及び屋根付歩道がないため、島民や修学旅行生等の利用者は、雨や強い日差しにさらされながらの移動を強いられている状況である。このようなことから、上屋施設及び屋根付歩道の整備促進が必要である。	本部港における上屋施設については、令和2年度から事業着手しているところであり、屋根付歩道については、関係町村等と調整を行いながら、整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。
北部17	港湾整備事業の促進について	伊江港港湾整備事業の早期整備をしていただきたい。	現在、伊江港では台風時に、風浪・うねりで港湾内の静穏性が十分に確保されないことから、2隻のフェリーは長時間をかけて今帰仁村運天港への避難を余儀なくされており、就航率低下の要因となり、安定的なフェリー運航に支障をきたしている。 また、伊江村フェリーの寄港地である本部港では国際クルーズ拠点整備が進められており、クルーズ船入港により年間15万人の入域観光客数が見込まれている。 伊江村においては、本部・伊江間の輸送船舶の接岸パース整備と併せて、プレジャーボート係留施設及び就航率向上のため伊江港での一時避難係留施設の整備をすることが必要である。	伊江港では、平成29年度から港内の静穏度を向上させる対策工事を実施しております。今後の新たな港湾施設の整備については、伊江村と意見交換を行いながら検討していきたいと考えております。
北部18	離島出身高校生の修学支援について	離島高校生修学支援事業の補助対象経費の区分追加、補助額及び補助率の引き上げをしていただきたい。	伊江村出身の高校生は、寄宿舎及びアパート等から高校に通っており、各家庭においては、経済的にも精神的にも実質二重、三重の生活を強いられており、その負担は計り知れないのが現状である。 平成24年度から「離島高校生修学支援費」制度が創設され、離島高校生の修学支援の充実が図られ、負担軽減の一助となっている。 しかしながら、二重、三重生活を強いられる保護者の経済的負担はまだ大きく、財政力の脆弱な離島村においては、制度の村費負担分の予算確保も厳しい状況にある。 については、本事業について以下の制度を見直す必要がある。 1. 現行制度の補助対象経費である、自宅外通学支援・居住費支援に新たに「寮費」を対象経費の区分に追加し、支援拡充を図る必要がある。 2. 現行制度の補助額及び補助率を引き上げる必要がある。	市町村が実施する離島高校生修学支援事業に対しては、国が市町村に2分の1の補助を行い、県も単独事業として4分の1の補助を行っているところであります。 今回の要望では、現行の補助対象経費である居住費相当額に加え、食材費等も含まれており、他の生徒との均衡を考慮すると、追加は困難と考えております。 県教育委員会としましては、離島高校生の保護者の負担軽減を図っていくため、補助率の引上げ及び補助対象経費の拡充について、九州地方及び全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しております。
北部19	沖縄県島嶼地域ネットワーク高等学校（仮称）構想の実現について	令和2年9月30日付け、県教育長への要望事項について、具体的な検討に取り組んでいただきたい。	令和2年9月30日付け、県教育長へ離島4自治体の首長（与那国町、伊是名村、伊平屋村、伊江村）より「沖縄県島嶼地域ネットワーク高等学校（仮称）構想の実現方について」要望書を手交している。 「教育のICT化」、いわゆる情報通信技術の飛躍的な進展は、高等学校が設置されていない離島にとって、地理的要因を越えた遠隔教育の可能性が広がり、遠隔授業などによる新たな高等教育の実現に期待を抱くものである。 現在、離島の教育・子育て環境である「15の春」に新たな教育環境の選択肢をもたらすことは、離島で暮らす子育て世代にとって経済的・精神的負担軽減の新たな一助となると考えられる。 離島における教育環境の拡充施策として、沖縄県島嶼地域ネットワーク高等学校（仮称）構想の実現に向けて、県は諸施策を講ずる必要がある。	内閣府の委託事業等において、ICTを活用した離島教育の実証実験が行われ、関係省庁、県、離島町村、琉球大学等の有識者から成る検討会において課題等が議論されており、その動向を注視しているところであります。
北部20	医師確保及び医療従事者の住環境整備について	伊江村立診療所への医師派遣制度の適用と医療従事者の職員宿舎の整備をしていただきたい。	伊江村では診療所を運営しており、現在医師2名を伊江村独自で確保し、村民が安心して医療サービスを受ける体制づくりを推進している。 平成21年度に沖縄県医師就学資金を活用した地域枠選抜制度（地域枠学生）が琉球大学医学部に導入され、医師の安定確保による医療供給体制の整備・充実が図られているところである。 今後は、診療所を運営する伊江村においても、当該制度を適用し、医師1名を安定的に派遣していただき離島における住民生活の安心・安全を担保する必要がある。 また、医療を担う医師や看護師等の医療従事者の安定的で継続的な確保対策の一環として職員宿舎の整備が早急に必要である。	令和2年度以降、琉球大学医学部の地域枠を卒業した医師が専門研修を終了し、順次、離島・へき地での勤務に従事する見込みとなっております。県としては、地域枠出身の医師を派遣し、離島・へき地の地域の医療機関が必要とする医師の確保に努めてまいります。 また、県では、離島・へき地における安定的な医療の提供を図るため、へき地診療所、医師住宅及び看護師住宅の施設整備に係る経費に対し、補助を実施しており、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な医療支援を行ってまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部21	伊江島空港の有効活用について	伊江島空港の定期便就航に向けた施設整備と運用制限等の抜本的改善を行っていただきたい。	離島である伊江村は、地理的自然条件による格差は依然として大きく、島への交通アクセスはカーフェリーを主としており、気象条件等に大きく左右されることから伊江島空港を活用した交通ネットワークの構築が望まれている。 また、北部地区への観光の移動手段は陸路のみであることから、観光客の受け入れ態勢の強化のためにも慢性的な交通渋滞の解消が必要不可欠であり、空路、陸路の交通ネットワークの構築は伊江村の定住環境の向上のみならず北部地区の活性化、併せて沖縄全体の観光振興にも大きく寄与すると推察する。 そのため離島である伊江村の地理的不利性解決や北部地域の活性化のため、県が主体となって、伊江島空港の拡張、施設整備、運航会社誘致に向けた取り組みを行う必要がある。	【知事公室】 伊江島補助飛行場空域における使用制限の緩和については、具体的な空路の活用の検討状況等も踏まえ、伊江村と連携し取り組んでまいりたいと考えております。 【企画部】 伊江島空港への定期便就航に当たっては、運用制限等の改善や伊江島空港を活用した観光需要予測をはじめ、受入体制のあり方、ヘリコプターによる運用を含めた参入航空会社の意向確認等、伊江村とも意見交換しながら定期便就航の実現可能性について、様々な観点から検討する必要があると考えております。 【土木建設部】 伊江島空港の施設整備については、定期便就航の条件が整い次第取り組みたいと考えております。 【文化観光スポーツ部】 沖縄県では、観光客の滞在日数の延伸を促進し、一人あたりの観光消費額の増加を目指しており、観光客を本島南部だけでなく、北部や離島へ周遊を促すことは重要と考えております。 伊江島空港の運用制限の改善などの課題が解決し、県外路線就航が実現した場合、北部地域への交通アクセスの拡充が図られ、観光客のさらなる誘客に繋がるものと考えております。
北部22	伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について	伊平屋・伊是名間架橋を早期実現していただきたい。	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農漁業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が必要である。 そのためにも、陸・海・空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも縮小させ、地域振興を図っていくために、空港及び両村を結ぶ架橋は不可欠である。特に、架橋は中核をなすものであり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスに資するものと考えられる。 このようなことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。	伊平屋・伊是名架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、また、将来交通量や技術上及び環境上の課題、費用対効果、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが、明らかとなっております。 このため、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究を行っているところであります。
北部23	伊平屋空港建設について	伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実現していただきたい。	伊是名・伊平屋両村と沖縄本島との間を結ぶ交通手段は、唯一海上交通のみであり、両村のフェリーは1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期等に欠航を余儀なくされ、観光客やイベントのキャンセル等により、地場産業等の振興活性化に甚大な支障を来している。また、物資の運配や中心城市への長時間の移動により本島での宿泊を余儀なくされる環境等が、村民生活を圧迫し、定住促進を図り難い一因となっている。 このような課題を解決するためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必須であるため、両村民が活用する伊平屋空港の早期建設が必要である。	伊平屋空港については、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。 今後は、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていききたいと考えております。
北部24	離島出身高校生の修学支援について	離島高校生修学支援事業の補助額の引き上げをしていただきたい。	伊是名村出身の高校生は、寄宿舎やアパートから高校に通っており、各家庭においては、経済的にも精神的にも実質二重生活を強いられているのが現状である。 高校授業料の無償化と平成24年度から「離島高校生修学支援費」制度が創設され、平成25年度には、年額24万円への引き上げにより離島高校生の修学支援の充実が図られている。 しかしながら、二重生活を強いられる保護者の経済的負担はまだ重く、財政力の脆弱な離島村においては村費負担分の予算確保も厳しい状況にある。 ついては、国に対し多数の離島を抱える沖縄県として、自宅通学支援・居住費支援を目的とする「離島高校生修学支援費」制度の補助額引き上げと、教育の機会均等の観点から、更なる支援制度の拡充を強く要望する必要がある。	市町村が実施する離島高校生修学支援事業に対しては、国が市町村に2分の1の補助を行い、県も単独事業として4分の1の補助を行っているところであります。 今回の要望では、現行の補助対象経費である居住費相当額に加え、食材費等も含まれており、他の生徒との均衡を考慮すると、追加は困難と考えております。 県教育委員会としましては、離島高校生の保護者の負担軽減を図っていくため、補助率の引上げ及び補助対象経費の拡充について、九州地方及び全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
北部25	空港建設について	伊平屋空港設置に向けて、早期建設を実施していただきたい。	伊平屋村は、那覇市から117Km、今帰仁村運天港から真北に41Kmの距離にあり、沖縄本島と伊平屋村を結ぶ交通路手段は海上交通のみである。村営フェリーが1日2便往復しているが、夏場の台風時期や冬場の荒天時期など年間10日から20日の欠航を余儀なくされており、物資の運配や観光客のキャンセルなど村民生活や地場産業及び観光産業等、伊平屋村の振興発展に与える影響は大きい。 これらの課題をクリアするためには、交通形態の多様化によるアクセス手段の安定確保が必要である。よって、早急な空港建設が必要である。	伊平屋空港については、航空会社との意見交換や需要予測などの確認・検証、関係機関との調整に取り組んでいるところであります。 今後は、航空会社の就航意向取り付けや需要予測、費用対効果の確保などの課題解決に取り組み、早期事業化を図っていきたくと考えております。
北部26	伊平屋・伊是名間の架橋整備推進について	伊平屋・伊是名架橋を早期実現していただきたい。	伊平屋・伊是名両村は、これまで生活基盤や観光の整備等、農業を中心とした地域振興を精力的に推進し、一定の成果を収めてきた。 しかし、産業や教育、医療、福祉等々、離島のハンデである地理的自然条件による格差は依然として大きく、なお一層の定住環境の整備が求められている。 そのためにも、陸、海、空路の交通ネットワークの確立は最優先課題であり、離島の隔絶性や狭小性を緩和し、沖縄本島との格差を少しでも小さくさせ、地域振興を図っていくために、空港及び両村を結ぶ架橋は不可欠である。特に架橋は中核をなすものであり、その実現によって両村の財政負担も大幅に軽減され、村民サービスに資すると思われる。 このようなことから、両村民の悲願である伊平屋・伊是名架橋を一日も早く実現させる必要がある。	伊平屋・伊是名架橋については、これまで実施してきた離島架橋に比べ、距離が長く大規模であり、また、将来交通量や技術上及び環境上の課題、費用対効果、膨大な予算の確保など、解決すべき課題が多いことが、明らかとなっております。 このため、伊平屋村、伊是名村と連携しながら、課題克服の可能性について、調査、研究を行っているところであります。
北部27	ライスセンターの整備について	ライスセンター整備の推進へご協力をいただきたい。	現ライスセンターは昭和55年沖縄県農業構造改善事業にて整備された。平成5年に沖縄県農業活性化構造改善事業にて改修を行うも老朽化がひどく、米の生産面積及び生産量も年々低下している現状である。 施設や機械の修繕に関しても、経過年数が経ちすぎており部品等の調達に困難な状況である。 伊平屋村では近年、テロワールプロジェクトという長粒米栽培で泡盛原料の国産化を図る事業もスタートしており、伊平屋村の水稲生産振興を進めていく上で施設や天候に左右されることなく生産農家が安心して生産物を搬入できる施設の導入を早急に進める必要がある。	伊平屋村のライスセンターは、昭和55年度沖縄農業構造改善緊急対策事業により整備され、その後、昭和62年度と平成5年度に増改築されており、事業費の総額は3億6,768万4千円、処理能力は1,148トンとなっております。 これまで、老朽化した施設の整備について、村、JA等関係機関と意見交換してきたところであります。 伊平屋村においては、令和2年7月に「伊平屋村ライスセンター安定操業対策検討委員会」を設置し、ライスセンターの機能強化等、施設整備に向け検討を行うこととなっており、県も同委員会に参画する等、村とも連携し、ライスセンターの改修整備に取り組んでまいります。
北部28	離島出身高校生の修学支援について	離島高校生修学支援事業の補助率及び上限額の引き上げをしていただきたい。	本村出身の高校生は、寄宿舎やアパートから学校に通っており、各家庭では、経済的にも精神的にも二重世帯生活を強いられている。 高校授業料の無償化と「離島高校生修学支援費」制度が平成24年度から創設され、また平成25年度には年額24万円に引き上げられ、離島高校生修学支援制度は充実が図られてきている。 しかしながら、二重世帯生活を強いられる保護者の経済的負担はまだまだ過重である。財政力の脆弱な離島村においては村費負担分の予算確保も厳しい状況にある。 多数の有人離島を抱える沖縄県としては、教育の機会均等を図る観点からも自宅外通学支援、居住費支援を目的とする「離島高校生修学支援費」制度の補助率・上限額引き上げと、更なる支援制度の拡充を図る必要がある。	市町村が実施する離島高校生修学支援事業に対しては、国が市町村に2分の1の補助を行い、県も単独事業として4分の1の補助を行っているところであります。 今回の要望では、現行の補助対象経費である居住費相当額に加え、食材費等も含まれており、他の生徒との均衡を考慮すると、追加は困難と考えております。 県教育委員会としましては、離島高校生の保護者の負担軽減を図っていくため、補助率の引上げ及び補助対象経費の拡充について、九州地方及び全国都道府県教育長協議会等を通じて、国に要望しております。
北部29	離島出身高校生の県離島児童生徒支援センター（郡生寮）への入寮支援について	県離島児童生徒支援センター（群星寮）の各島への割当枠の見直し及び学年ごとのフロア・部屋割りの見直しをしていただきたい	伊平屋村から本島中南部へ高校進学の際に生活拠点がなく県離島児童生徒支援センター（群星寮）へ入寮希望する生徒が毎年いるが、23離島からの入寮希望者に対して各離島へ割り振られる入寮枠は希望者に対して十分とは言えない状況である。 さらに進級等のタイミングで寮を出る生徒がいるが、そういった生徒の部屋は空室となって他の学年の生徒の入寮が認められておらず、各離島への割当枠の中で抽選等に漏れた生徒はアパート等を借りたり寮の有無を基準に志望校を変更したりさす必要に迫られる。 受験以前に道が閉ざされるような教育格差はあってはならず、県は寮のフロア・部屋の割当について制度の見直しをする必要がある。	群星寮の入寮者選考については、「離島児童生徒支援センター入寮希望者選考要領」に基づき実施しております。 入寮者の各島割当枠の見直しについては、関係市町村と意見交換してまいりたいと考えております。 また、学年ごとの部屋の割当てについては、令和3年度から他学年フロアへの入寮を特例的に認めており、今後も空き室が出た場合は、運用状況を見ながら可能な限り柔軟に対応していきたくと考えております。

中部圏域

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
中部1	農業農村整備事業の推進について	県営かんがい排水事業の推進及び早期完了をしていただきたい。	津堅島では、産地指定を受けたニンジンを中心にイモなどの生産が盛んであるが、野菜栽培に不可欠な水資源は、一部の畑地帯からの地表流出水のみであり、全圃場を灌水する事ができない状況にある。さらに、貯水施設や灌漑施設老朽化が著しく、水源不足とともにタンク車による灌水に多くの時間・経費を費やしている。このため、農業生産性の安定と向上を図るための水源開発（貯水池整備）や畑地灌漑施設を早急に整備する必要があり、平成25年度から県営かんがい排水事業に取り組んでいるところである。 本事業については、当初、令和元年度完了予定であったが、県予算配分の都合などから令和4年度まで延長されることとなっている。 津堅島では、今後、耕作放棄地等の解消事業や大規模農業を行う民間企業の参入も予定され、農業生産体制の拡大が期待されることから、早期に事業を完了する必要がある。	県では津堅島の農業振興を図るため、平成25年度から県営水利施設整備事業「津堅地区」により農業用水源や畑かん施設整備を行っているところであります。 農業用水の安定確保の観点から貯水池工事を先行的に実施しており、平成29年度までに貯水池1基を完成させ、令和2年度までは、既存貯水池の改修を実施しております。これにより一部ほ場への水の暫定利用が可能となっております。 令和3年度は、貯水池の付帯工事とファームポンドの新設工事を実施してまいります。
中部2	土地権利者の整理について	土地権利者不明地の整理業務にかかる費用について公的支援を講じていただきたい。	津堅島は太平洋戦争の戦場と化したことによって戦後も住民が津堅島へ戻ることが困難な時期が生じた。戦中戦後の混乱によって、必ずしも地権者が津堅島へ戻ることが出来たとはいえない状況だったと考えられる。 このような戦中戦後の時期の登記名義人および親族が所在不明となっている土地に関する調査および法的手続きには、業務経験や専門知識を備えた人員が必要である。 土地利用の円滑化を図っていくために、市や農業委員会が行う土地権利者の整理業務に要する人件費や交通費などに対して交付金による支援措置が必要である。	農業委員会に対しては、農業委員会法に基づく事項に関する事務に要する経費として、農業委員及び農地利用最適化推進委員手当、職員設置費、各種調査・資料整備費などに充てられる農業委員会交付金が交付されております。 また、農業委員会や農業委員会の無い市町村に対しては、農地の集積・集約化を促進する事務に要する経費として、旅費や給与等の各種事務費に充てられる農地集積・集約化対策推進交付金が交付されております。 県としては、これら交付金等の活用を促すほか、県や沖縄県農業会議等が行う研修や個別案件に対する随時相談等とおして、農業委員会職員のスキルアップや業務負担軽減等を図るなどして支援してまいります。
中部3	離島への通勤者や運搬費補助について	離島を支える通勤者や物品などの運賃を補助していただきたい。	島外から津堅島へ通って農業や加工業など島の産業を支える人々や必要物品がなければ、島の過疎化に歯止めが掛からない状況である一方、島外からの人員や物品には本島と比べて余計な経費がかかっており、産業の継続性における懸念事項となる。 離島における産業の継続を図るために、定期的に島へ通う人の渡航費や物品の運賃に対する補助が必要と考え、要望する。	【交通政策課】 （渡航費について） 沖縄県においては、離島の定住条件の整備を図るため、一括交付金を活用し、沖縄県離島住民等交通コスト負担軽減事業により、離島住民の運賃低減を実施しております。 本事業を、安定的かつ継続的に実施することが重要であると考えており、本事業の更なる拡充については、必要となる予算規模等を勘案し、有人国境離島法に係る取組等、全国制度と比較しつつ、検討してまいりたいと考えております。 【地域・離島課】 県では、離島の物流コスト低減に向けて、沖縄本島から県内離島に輸送される石油製品の輸送費補助等に取り組んでいるところです。 離島の生活コスト低減に係る補助につきましては、平成30年度まで離島食品・日用品輸送費等補助事業を実施していましたが、各離島により生活物資に係る状況が異なることから、有識者等による検討委員会の提言に基づき、平成31年度以降は各市町村が主体となって、事業展開していくこととなったところです。 このため、県では、市町村が円滑に事業展開できるよう沖縄本島の食品・日用品の価格等についての調査及び情報提供を行っているところであり、引き続き市町村と連携して生活コスト低減に取り組んでまいります。
中部4	海底送水管による農業用水の確保について	与勝地下ダム（農業用水）より海底送水管を活用した緊急時の水利用の調査・検討をしていただきたい。	令和元年度にうるま市津堅島において農業に係る生産者と関係機関が一体となって、津堅島に特化した農業振興を図るために様々な課題を共有し解決に取り組むため、うるま市津堅島農業振興協議会を設立した。 同年に津堅島農業再生・活性化プランを策定し今後の営農モデルプランを設定し令和2年度から令和6年度（5カ年）にかけて各施策（農家支援）を実施する予定であり、地域においてはこれまで以上に農業への機運（関心）が高まっておりニンジン収穫量700トンを目指して取り組んでいる。 その一方、令和元年度は、温暖化による異常気象の影響で干ばつは頻繁に発生しており水不足となり農家に甚大な被害をおよぼしており、今後干ばつによる貯水池の水不足が懸念される。 津堅島は、離島であり車両や船舶による他地区からの水配給が困難である。 与勝地下ダム（農業用水）より海底送水管を活用して水配給することで大量の農業用水を津堅島へ送水することが可能となることから、緊急時の水利用の調査・検討が必要である。	津堅島の農業用水確保については、現在、県営水利施設整備事業「津堅地区」において、農用地80haを対象に貯水池2ヶ所56,000トン、ファームポンド1ヶ所及び畑かんがい施設等の整備に取り組んでいるところであります。 緊急時における与勝地下ダムの活用については、津堅地区の整備内容及び状況等を踏まえ、うるま市、与勝地下ダム土地改良区等の関係機関及び受益農家と調整を行ってまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
中部5	津堅島超高速ブロードバンドの整備について	津堅島において、光ファイバー（FTTH）による超高速ブロードバンド環境を整備していただきたい。	通信インフラのブロードバンド整備は地域振興や防災の観点から必要不可欠なライフラインである。 津堅島の通信環境は、固定電話によるISDN、携帯電話網や観光振興を目的とした無線Wi-Fiなど低速な環境であり、沖繩本島と津堅島間の無線は、天候や電波干渉により通信がときおり不安定な状況にある。また、地域医療の観点からも津堅島診療所に通信環境のブロードバンド化を沖繩県立中部病院から相談された経緯もある。 沖繩本島との情報格差の是正と地域振興のためにも、沖繩県で行われた超高速ブロードバンド環境整備促進事業と同様な整備が必要である。	県では、平成25年度から平成28年度にかけて、先島地区及び久米島地区の海底光ケーブルを整備し、平成28年度から令和3年度にかけて、離島・過疎地域の17市町村において、光ファイバ網による超高速ブロードバンド環境整備に取り組んでいるところであります。 現在、こうした取り組みの成果が上がりつつありますが、津堅島を含め、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残っております。 県としては、関係自治体及び民間通信事業者と連携して、今後とも様々な方法によって情報格差の是正に取り組んでまいります。
南部圏域				
南部1	離島航路補助事業費の拡充について	経営状況が厳しい離島航路事業者への離島航路補助事業費の拡充をしていただきたい。	沖繩振興策として創設された一括交付金も令和3年度に終了予定から、今後、非常に厳しい財政運営を強いられることが予測される。 また、新たな財源の確保が難しい状況で、歳出削減に努め合理化等の財政運営に取り組んでいる。 離島航路補助制度における市町村負担は1/3へ移行の状況下で、沖繩本島（久高島）及び各離島航路事業者は経費の節減、合理化等経営の健全化に取り組んでいるところである。 過疎化が進む離島市町村としては、新たな財源の確保が難しく、物件費や人件費の削減など、歳出削減に努めているなかで、基金の取り崩しを強いられ離島航路事業の維持運営の圧迫要因となっている。 住民サービスを低下させないためにも、離島航路補助事業費の拡充を図る必要がある。	離島航路の確保・維持のため、県は、国、市町村及び航路事業者との協議で決定した沖繩県離島航路確保維持計画に基づき、国及び市町村と協調して運航に伴い生じた欠損額を補助しております。 県としては、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持のためには、今後とも国、県及び市町村が適切な役割分担の下で連携して支援していくことが重要であると考えております。
南部2	情報通信の格差是正について	離島地域超高速ブロードバンドサービスの提供に向けての基幹回線環境整備と早期の面整備をしていただきたい。	県による「離島地区情報通信基盤整備促進事業」において、沖繩本島と各離島を結ぶ海底光ケーブル（中継伝送路）の整備が平成28年度までに進められ、高速化のみならず中継区間の二重化（ループ構成）により安定した通信サービスに期待が高まっている。 一方、同事業で陸揚げ計画のなかった北大東島については、令和元年度に調査・設計を行い令和2年度に整備工事を行っているが、南城市久高島については依然として陸揚げ計画がなく、久高島はループ化の予定もない。 零細な事業所ばかりの離島地区においては観光宣伝や誘客はインターネットに頼っており、教育や医療、買い物などの住民生活においても超高速ブロードバンドは不可欠となっているが、北大東島、久高島においては、民間事業者等がサービスを提供している移動体通信サービスのみであり、アクセスの遅さや通信障害が住民・観光客から指摘されている。 基幹回線環境の整備にあたっては、構築費用や維持管理費用が高額のため、市町村単独での整備は困難である。ワーケーションの需要が今後高まることも予想されるので、北大東島、久高島における安定したバックボーン（基幹）回線の整備と、早期の面整備を進める必要がある。	県では、平成25年度から平成28年度にかけて、先島地区及び久米島地区の海底光ケーブルを整備し、平成28年度から令和3年度にかけて、離島・過疎地域の17市町村において、光ファイバ網による超高速ブロードバンド環境整備に取り組んでいるところであります。 北大東島における超高速ブロードバンド環境の実現に向けて、県は令和元年度から沖繩本島と北大東島を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組むとともに、令和2年度から南北北大東島内の光ファイバ網の整備に取り組んでいるところであります。 現在、こうした取り組みの成果が上がりつつありますが、久高島を含め、情報格差の是正が未だに十分でない地域が県内に残っております。 県としては、関係自治体及び民間通信事業者と連携して、今後とも様々な方法によって情報格差の是正に取り組んでまいります。
南部3	廃棄物処理困難物の回収ルートについて	離島町村で処理ができない廃棄物の処理・回収ルートを構築していただきたい。	使用済み廃棄電池や廃蛍光灯などの処理困難物の処理は、離島町村では島外、本土へ搬送して処理を委託する状況にあり、その処理に多くの経費が生じ、一時的な保管や埋め立て処分をせざるを得ない状況にある。 離島町村における最終処分施設への負荷を低減し施設の延命化を図るため、処理困難物の回収ルートの広域化（離島間の回収等）や輸送費の補助制度（行政や回収業者への助成等）による処理困難物の広域処理回収ルートの構築が必要である。 また、同様に離島町村内で処理できない産業廃棄物も広域回収システムの構築が必要である。	離島地域では、廃棄物処理施設の規模が小さくスケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を沖繩本島や他県まで海上輸送し処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。 そのため、県は、平成25年度から27年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理するとともに海上輸送費の低減化を図る「ごみ処理広域化」の調査を行い、関係市町村等に提言をしたところです。 また、離島地域の処理費用の低減化を図るため、「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施しているところであり、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化方針について検討し、必要な対策を実施してまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部4	水道事業について	水道事業を統合していただきたい。	<p>水道は、住民生活や産業活動に欠くことの出来ないライフラインであることから、高率補助や高料金対策の交付税措置など、国や県の財政支援や指導を受けながら、これまで市町村の責務として安定給水に努めてきたところである。</p> <p>しかし、離島地域の地理的条件や小規模自治体特有の人的、財政的・技術的な基盤の脆弱性に起因して、水道料金を高料金に設定しながらも赤字経営が続くなど、現状は、水道サービスの理念である「安心・安定・低廉な水道水の供給」の面で、本島地域の市町村と大きな格差が生じている。</p> <p>これらを早期に是正するには、国が示す水道ビジョンにあるように水道広域化の一環として、水道用水供給事業の拡大により、安心・安定・低廉な水道用水を本島地域と同様に受水することが効果的である。</p> <p>令和5年度までに実施に向け平成26年11月に県、県企業局、各村（県内離島8村）の3者において「水道用水の供給に向けた取組に関する覚書」を締結したところである。</p> <p>水道用水供給事業の拡大には、経営健全化に努めている県営水道用水供給事業や現受水事業体には負担を強いることとなるが、離島地域の振興及び広域化による沖縄県の水道サービスの向上発展に向け、現に窮している本島周辺離島の全事業体においても早期に実施する必要がある。</p>	<p>県では、離島における水道料金の格差是正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化を令和7年度までに実施予定としており、粟国村では、平成29年度末、北大東村では、令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区では、令和2年度末に広域化を実施しています。</p> <p>その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道用水供給範囲の拡大並びに水平統合を推進し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。</p>
南部5	海岸漂着ゴミ処理対策について	海岸漂着ゴミの防止策及び処理対策を継続的に講じていただきたい。	<p>沖縄本島及び離島の海岸には、プラスチック容器類や発泡スチロール、漁具、流木、廃油ボール、医療廃棄物などの大量の海洋ゴミが漂着し、海岸線及び海浜の景観を損ねている。</p> <p>地域住民や各種団体等のボランティアによる回収もなされているが、自治体は海岸漂着ゴミの回収及び処理に多額の費用がかかり苦慮しているのが実情である。近年においては、大型の漂着タイヤや木材なども多く離島内での処理が難しい状況にある。</p> <p>海岸漂着ゴミには海洋投棄や周辺諸国からのゴミ等が含まれており、海浜景観を損なうだけでなく、有害・危険物質による海浜や海岸・海洋生物への汚染・危害という重大な環境問題も懸念されており、さらに、高密度の微細プラスチックゴミ（マイクロプラスチック）が検出され、これを飲み込んだ魚や海鳥が体内に蓄積し、人体への影響も懸念されるなど深刻な事態である。</p> <p>きれいな海浜、美しい自然環境を保全し、県のリーディング産業である観光産業の持続的な発展を図る上からも継続的に海岸漂着ゴミの防止策及び回収・運搬・処理対策を講ずるに必要な事業費を町村の財政負担にならないよう万全な措置を講じる必要がある。</p>	<p>県では、平成21年度に施行された「海岸漂着物処理推進法」に基づく国の補助金を活用し、全県的な漂着物実態調査、回収処理事業を継続して実施しております。</p> <p>今後も国の補助金を活用し、海岸管理者や市町村、ボランティア団体等と連携して海岸漂着物対策に取り組んでまいります。</p>
南部6	那覇港泊埠頭の整備について	<p>次の事項について、早急な設置及び整備等をしていただきたい。</p> <p>(1) とまりんターミナル2階からのボーディングブリッジの設置</p> <p>(2) フェリーへの車両等の出し入れのための可動橋の設置</p> <p>(3) 那覇港（泊埠頭）利便性向上施設整備事業（屋根付き歩道の整備、久米島・南北大東の岸壁等整備）の早期完了</p>	<p>那覇港泊埠頭は、本島と周辺離島を結ぶ定期航路（渡嘉敷、座間味、粟国、渡名喜、久米島、南北大東）の表玄関として、島民の生活航路としてのみならず、年々増加する観光利用客等で活況を呈している。</p> <p>しかしながら、未だに人と車、物流が交錯する状況で運用されており、かねてから危険性が指摘されているところであり、事故を未然に防止するため施設の改善が強く求められている。</p> <p>泊埠頭利用者の安全性の確保と利便性の向上を図る観点から、人と車両の通行を明確に区分し、利用者が車道を横断することなく乗下船できる施設など早急に整備する必要がある。</p>	<p>(1) ボーディングブリッジについて、那覇港管理組合は、岸壁背後の施設用地が狭いことから設置せず、ふ頭内道路の利用方法等を検討し、関係者と協議を進めていくとのことであります。</p> <p>(2) 可動橋について、那覇港管理組合は、陸域・水域が狭隘なため、当面、設置せず、将来的な施設の更新時期に整備を検討するとのことであります。</p> <p>(3) 屋根付き歩道の整備について、那覇港管理組合は、「とまりん」から「泊ふ頭北岸」の渡嘉敷・座間味の高速船乗り場に至る区間を、平成26年度から事業に着手しており、早期の完成を目指しているところであります。</p>

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部7	高速船代替船建造支援について	渡嘉敷村・座間味村において就航している高速船の老朽化に伴う代替船建造の支援をしていただきたい。	船舶輸送が唯一の公共交通手段である渡嘉敷村、座間味村両村にとって、安定的かつ効率的な運航形態を確保することは住民生活の向上や地場産業発展のために不可欠であり、現在両村では、フェリーと高速船の2隻体制で運航している。 フェリーに関しては沖縄振興特別推進交付金により、渡嘉敷村においては買取り支援に、座間味村においては新造船建造に同事業を活用しているところである。 一方で、両村の高速船については、令和元年12月に新造船マリンライナーとかしき（渡嘉敷村）が就航し、クイーンさまみ3（座間味村）は就航から17年が経過し、経年劣化に伴う弊害が各部各所において発生するなど、その対応に多大な費用を要している状況にある。 現在、渡嘉敷村においては高速船を10年間のリース契約にて運航しており、高速船建造の費用負担増は大きく、最重要事項である安心で安全な運航に加え、船舶事業の安定的な経営に支障が出る恐れがあるが、小規模自治体である両村の財政基盤は脆弱なため、その財源の確保に苦慮しているところである。 離島航路運航安定化支援事業の事業計画である沖縄県離島航路船舶更新支援計画においては、1航路1隻とされているが、両村のリーディング産業である観光産業の更なる活性化や住民生活の安定向上を図るため、高速船代替船建造への支援が必要である。	離島航路運航安定化支援事業では、原則フェリーを対象として、平成24年度から令和3年度までに13航路14隻の支援を実施することとしております。 渡嘉敷村及び座間味村においては、航路が唯一の移動手段であるため、高速船についても離島住民の生活に不可欠で重要なものと認識しております。 県としては、現行の船舶更新支援計画で位置づけられている航路への支援を着実に実施する必要があるため、渡嘉敷村及び座間味村で就航している高速船への支援については、新たな沖縄振興計画の期間内における取組とすることを検討しております。
南部8	鳥獣対策に係る県の支援について	鳥獣対策（イノシシ等）に係る支援事業の実施をし環境保全及び土砂流失対策を行っていただきたい。	渡嘉敷村と座間味村においては、野生化した猪の繁殖により農作物への被害や、掘り起こしによって起こる海洋への土砂流失や土砂災害等の環境被害が発生し、農業及び観光振興へ著しい影響を及ぼしている。 両村は、対策として県の補助事業（鳥獣被害防止総合支援事業）を活用し捕獲駆除を行っているが、イノシシは繁殖率が高くその対応に苦慮している状況である。 これまで捕獲対策として、県が実施する「沖縄県指定管理鳥獣捕獲等事業」や両村が実施する「鳥獣被害防止総合支援事業」（県補助事業）により捕獲対策は実施されてきたが、根絶には至っていない。 このような状況を踏まえ、被害根絶が確認されるまでの間、両村への有害鳥獣対策及び環境保全対策が必要である。	【環境部】 県環境部では、環境省の交付金を活用してイノシシの捕獲事業を実施しています。 イノシシに起因する土砂流出等については、イノシシの駆除が根本的な対策と考えますので、引き続き、県が両村で捕獲事業を実施することにより、土砂流出等の防止につなげてまいります。 【農林水産部】 県における農作物等への鳥獣被害防止対策については、関係団体で構成する市町村協議会等を設置し、鳥獣被害防止総合対策事業により総合的な対策を推進しているところであり、渡嘉敷村及び座間味村においては、村協議会が主体となり、侵入防止柵の整備や捕獲用農具の導入等を実施しております。 県としましては、引き続き、両村と連携し、農作物等への鳥獣被害防止対策を実施するとともに、環境保全対策等については、関係部局と連携し、検討してまいります。
南部9	海洋深層水大規模取水設備の新設実現について	民間企業を中心に海洋深層水の需要は増加する一方にあり、今後、展開する海洋深層水利用に対応するため、大規模取水設備の新設実現への支援をしていただきたい。	沖縄県海洋深層水研究所からの技術移転と海洋深層水の分水により、これを利用した水産業や食品、化粧品等の製造業など多くの会社が創業し、島に経済的利益をもたらすとともに新たな雇用の場を創出している。 さらに、農業・水産分野や低温性を活用したクリーンエネルギー利用、化学・バイオ利用など幅広い分野で、産業振興にとどまらない研究・技術開発・実証・商用化のプロジェクトが現在も続いている。 このような中、海洋深層水の供給量は取水能力が限界に達しているため、既存企業の事業拡大や新たな企業の参入に応えられない状況にある。 そこで、離島である本町の特色を生かした海洋資源を活用した地域振興・産業振興として新たな取水設備を設置し、次世代のための持続可能な島嶼コミュニティを構築するための支援が必要であり、本事業が具現化することで、沖縄県の他の離島地域への振興モデルだけでなく、SDGsへの取組による沖縄県の熱帯・亜熱帯の太平洋島嶼国等の技術供与による国際貢献にも寄与することができる。	海洋深層水研究所では、水産、農業分野で海洋深層水を用いた研究開発を実施しております。また、研究に供する予定がない海洋深層水を民間企業へ譲渡することにより、農水産物、化粧品、飲料等多くの商品が創出されております。 海洋深層水研究所が研究に供する海洋深層水は、現在の取水施設で十分に確保できておりますので、県においては増設する予定はありません。 今後、新たな研究ニーズが生じた場合には、研究体制のあり方等について、検討したいと考えております。 一方で、現在、久米島町が事業主体となって海洋深層水取水施設の新設を計画していることから、町が主催する「プロジェクト推進会議」に県から関係部局職員を派遣し、町の計画に対する意見交換を行っているところであり、この会議で明らかになった課題（財源問題、運営方法等）について、現在、県と町で整理しているところでもあります。 久米島町は、防衛省補助金（補助率：2/3）を活用し、令和3年度から令和4年度にかけて、当該取水施設新設に係る全体計画を策定することとしており、その中で事業規模等を含めた課題を精査するものと聞いております。 県としましては、引き続き、様々な観点から意見交換を行うなど、技術的な支援を行ってまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部10	久米島への航空燃料給油施設の整備について	久米島町の産業振興並びに那覇空港の補完機能を有するためにも、久米島への航空燃料給油施設の整備について支援していただきたい。	久米島には航空燃料給油施設が無いことから、夏季に就航する久米島・東京直行便の東京行きがトランジットで那覇空港を経由しており、直行便の利便性が活かされていない状況にある。 さらに、県外からの航空チャーター便の誘致及び増便においても大きな阻害要因となっている。 久米島に給油施設（航空燃料貯油タンク・レフューラー）を整備することにより、航空路線の拡充を図り、観光をはじめとする各種産業の活性化、更には悪天候等の際に那覇空港から近い久米島空港をダイバートとして利用することで、混雑する那覇空港を離発着する航空路線全体の安全性及び利便性の向上にも繋がる施設の整備が必要である。	給油施設については、一義的には、民間事業者が整備・運営するものと認識しております。県としては、空港敷地内への整備要請があれば、関係者と調整の上、敷地の提供について協力していきたく考えております。
南部11	兼城港拡張整備について	兼城港の拡張整備及び小港地区に浮桟橋を整備していただきたい。	近年、クルーズ船が久米島に寄港するようになったものの、現状の港湾は泊地が狭隘である。乗客はテンドーボートによって上陸している状況にあることから、利用客の安全性の確保、利便性の向上を図る必要がある。港の拡張により新たなクルーズ船の誘致や既存航路の船舶の大型化にも繋がることから兼城港湾整備計画を策定し推進する必要がある。 また、兼城港小港地区においては、漁船の大型化や「水産鮮度保持施設」の整備に伴い、寄港する漁船も増加傾向から、狭隘化対策が必要であり、台風や波浪時には避難する船が寄港すると既設の船揚げ場に収容できない状態にある。 さらに、当港は年間を通じて南風（海から陸向け）の影響を受けやすく、接岸時における船舶同士の接触や荷揚げなどにも支障をきたしていることから、漁船等の安全性の確保及び利便性の向上を図るため、船揚げ場の拡張並びに岸壁の整備が必要である。	兼城港の拡張整備については、久米島町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたく考えております。 また、兼城地区（通称：小港地区）の小船溜まりの整備については、令和3年度から事業着手しております。
南部12	マリーナの整備について	兼城港に隣接したマリーナを整備していただきたい。	港湾東側の白瀬川下流は、琉球王朝時代に中国との交易の際に船の停泊地として繁栄した場所である。久米島町においては、観光イベントの一環として宜野湾～久米島ヨットレースを開催しておりますが、停泊場所が限定されていることから、参加希望が多いにも関わらず艇数が制限されている。 本町では、さらなるプレジャーボートを活用した海洋レジャーによる観光振興、地域活性化を目指していることからマリーナの整備が必要である。	兼城港におけるマリーナの整備については、久米島町と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたく考えております。
南部13	居住離島市町村での出産が困難な妊産婦及び難病患者の宿泊施設の整備について	居住離島市町村での出産が困難な離島地域の妊産婦や本島の医療機関に通院する必要がある難病患者が、安く長期滞在できる宿泊施設を整備していただきたい。	久米島町では、医師確保の困難から、平成20年以降、島での出産ができない状況が続いており、出産のために、少なくとも予定日の4週間前（早産等の恐れがある妊婦は数か月前）から島外での滞在を余儀なくされており、ホテルなど自宅外での長期滞在は経済的な負担が非常に大きく、少子化の一因ともなっている。 そのため、久米島町では平成20年度より、町独自で出産助成金を支給していますが、定期検診や出産の渡航費に充てられる程度であり、抜本的な負担軽減には至っていない。 また、出産のみならず、難病等の治療にも本島の医療機関に通院する必要があることから、同様に経済的な負担となっている。 本島周辺離島住民の経済的負担軽減ならびに少子化対策の一環として、居住離島市町村で、出産が困難な妊産婦、難病患者等が、安く長期滞在のできる宿泊施設の整備が必要である。	県は、島外の医療施設へ通院する離島の患者の経済的負担を軽減するため、平成29年度から離島患者等通院費支援事業を実施しております。当該事業では、宿泊施設に加え、ウィークリーマンション等の利用も対象としており、通院する医療機関の所在地に応じた宿泊施設が選べることのできる事業内容となっているものと考えております。
南部14	渡嘉敷港の整備について	渡嘉敷港内の静穏度向上を確保する対策整備をしていただきたい。	渡嘉敷港は、天候により南東方向からのうねりの影響を受けやすく、波高により定期船が動揺しタラップが揺れ、乗降客の安全性が低下している。 また、船体や防舷材の破損の恐れから線上出港や沖出しにより回避している。 さらに、港湾施設に隣接する村道護岸の越波や渡嘉敷川の河川氾濫等の災害が発生していることから、村道護岸の越波及び河川氾濫防止と港内環境改善に配慮した静穏度向上が早急に図られる対策整備を実施が必要である。	渡嘉敷港においては、港内静穏度の向上を図るため、波除堤の整備に向けて取り組んでいきたく考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部15	一般廃棄物（集積ごみ）の搬出について	渡嘉敷村クリーンセンターに集積している家電リサイクルごみや海岸漂着ごみ等の搬出を支援してもらいたい。	廃家電4品目については「離島対策事業協力」として海上輸送費コストの助成があるが、他の一般廃棄物の海上輸送や陸送、処理費用に莫大な予算が必要である。その費用について一部助成などの支援をお願いしたい。	海岸漂着物については、国の9割の補助事業を活用し各市町村の回収・処理を支援しております。また、家電リサイクルごみについては、一般財団法人架電製品協会の海上輸送費補助制度があります。県では、昨年度から、離島市町村の廃棄物処理に関する相談対応や支援を行う「ワンストップサービス窓口」を設置し、離島市町村内で処理が困難な廃棄物の島外処理に利用できる補助金制度の紹介や申請の支援をおこなっております。これらの支援が積極的に活用されるよう同村に働きかけてまいります。
南部16	渡嘉敷川の整備について	渡嘉敷川の護岸（嵩上げ）整備をしていただきたい。	渡嘉敷川において、毎年台風による高潮が護岸を超え近隣道路や住宅に浸水し、住民が避難する事案が発生し、重大な被害をもたらしていることから、早急な護岸（嵩上げ）整備をする必要がある。	高波に起因する浸水対策については、今後整備予定の渡嘉敷港の静穏度向上対策により、一定の軽減効果があると考えられるため、その状況を踏まえ検討したいと考えております。
南部17	高校卒業後進学を希望している離島出身学生への支援について	離島出身で高校卒業後、大学、専門学校へ進学を希望している学生の、学費、住居費を支援していただきたい。	高等学校卒業までは沖縄県離島高校生修学支援事業等で修学支援を行っていただいているが、高等学校卒業後、大学や専門学校へ進学を希望していても、学費、住居費負担が原因で、進学を躊躇している場合がある。そこで、離島高校生修学支援事業の対象を大学、専門学校等への修学まで広げていただくか、別に支援制度の整備をしていただきたい。	【総務私学課】 令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等への修学を支援することを目的に、授業料及び入学金の減免並びに住居費が勘案された給付型奨学金の支給があわせて行われております。本制度の対象校種は、大学、短大、高等専門学校及び専門学校で、対象者は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯（新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯を含む）となっております。 授業料及び入学金の減免について、大学等にかかる支援は国が、専門学校にかかる支援は都道府県が行い、給付型奨学金については日本学生支援機構が行うこととなっております。沖縄県においては、本事業を活用し、令和3年度は、9月30日時点で専門学校に通う学生2,441人（うち離島出身者140人）に対し支援を行っているところであります。県としましては、本制度を適正に運用することで、離島出身者を含む、低所得世帯の高等教育への進学に伴う経済的負担の軽減を図っていきたくと考えております。 【教育庁】 高校未設置離島を有する市町村においては、島を出て進学する高校生の住居費等を支援するため、離島高校生修学支援事業を実施しており、国が市町村に対し2分の1、県が4分の1の補助を行っているところであります。当事業は、初等中等教育の円滑な実施を目的とするものであり、高校生が対象となっております。
南部18	沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館の設置について	八重山平和祈念館の設置に引き続き、座間味村にも同様の分館を設置していただきたい。	昭和20年3月26日、座間味村は太平洋戦争において米軍が初めて上陸した地であるとともに、住民の「集団自決」が起こった地でもある。その痛ましい史実を後世に伝え、この地から平和を発信しようという使命感から、官民一体となって記念誌の発行や遺品の収集、また戦争体験者による修学旅行生への講話などを行ってきた。しかし、語り部の多くはすでに亡くなり、戦時を語る物品・資料も散逸しがちである。一方、本村は平成26年3月の国立公園指定を機に観光客が増加し、修学旅行生や外国客を含む入域客が平成27年から10万人を超え、戦史資料館を望む声は村内外から一層高まっている。戦後75年を過ぎた今、専門家による史実や資料の整理を行い、米軍が本島上陸を前に補給基地とするため戦場となった慶良間諸島の実相を伝える「沖縄県平和祈念資料館ざまみ分館（仮称）」を設置する必要がある。	沖縄県平和祈念資料館は、全戦没者の追悼と恒久平和の祈念、平和の発信と創造、平和教育の場としての役割を担っております。沖縄戦当時は、全市町村が戦禍に巻き込まれ、被害を受けましたが、現資料館において沖縄戦の実相と教訓を継承することを目的に、各地から沖縄戦に関する資料が集められております。このことから、現状どおり、沖縄県平和祈念資料館へ機能を集約させることで、県内外に平和を発信する拠点としての役割を果たせるものと考えます。戦後75年の節目であった昨年度には、戦の語り部功労者パネル展を同館で実施するとともに、座間味村においても移動展を開催しました。移動展では座間味村から推薦のあった功労者の紹介と併せて、同館が所蔵する座間味村関連の資料展示や村内児童・生徒向けの平和講話を実施しております。今後も引き続き、沖縄県平和祈念資料館における企画展示等を通して、国内外に平和を希求する「沖縄のこころ」を発信してまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部19	駐在所の設置について	阿嘉・慶留間地域に駐在所を設置していただきたい。	座間味村は平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、平成27年から4年連続で年間10万人を超える観光客が訪れるようになった。観光産業は村の活性化に大きく寄与しているが、治安上の不安も増大し、夏季の繁忙期には応援の警察官の派遣で対応している。 駐在所は座間味島にだけ設置されている現状では、阿嘉島・慶留間島において各種事案が発生した場合、座間味島駐在の警察官が船で移動しなければならず、荒天や夜間には対応できないこともあり、阿嘉島・慶留間島住民からは警察官の常駐について強い要望がある。 安心安全な村づくりのため阿嘉・慶留間地域へ駐在所を設置する必要がある。	県警察においては、限られた体制を効果的・効率的に運用し、良好な治安を確保するため、これまでも統廃合を含め、交番や駐在所の適正配置に努めているところである。 警察施設の設置等に当たっては、既存の警察施設の位置、管内人口の変動、治安情勢などを踏まえて総合的に検討しているところ、離島振興の観点にも配慮しつつ、阿嘉・慶留間地区への警察施設の設置についても関係機関と調整してまいりたい。
南部20	座間味港の整備について	座間味港の係留箇所の増設及びゲストバースの早期整備をしていただきたい。	本村では近年、若者の漁業者や観光業など従事者の増加や、船舶の増加や大型化に伴い係留箇所が不足しており、村としても単独事業で廃船処理事業や各船舶の係留箇所の配置等の実態調査を行いました。それでも係留箇所が不足している現状である。 また、平成26年3月に「慶良間諸島国立公園」の指定を受けたことにより、本土や海外からのヨットやクルーザーで来村する観光客が増えているが、それらを停泊する場所が無く、現在は定期航路のフェリーや高速船の停泊場所に出航後停泊している状況にある。 急な天候の悪化による避難場所としても係留するスペースがなく、長時間停泊禁止の場所にやむを得ず停泊させる現状もあることから、ゲストバースの早期整備及び係留箇所の増設が必要である。	座間味港における係留施設の増設やゲストバースの整備については、現地の利用状況を踏まえ、整備の必要性について検討していきたいと考えております。
南部21	粟国―那覇間の航空路線の運航再開について	粟国―那覇間の航空路線を信頼性の高い会社での運航と国庫補助を拡充していただきたい。	粟国村の粟国―那覇間の航空路線については、平成30年4月に運航会社の撤退により休止している状況にあり、早期再開に向けて関係機関との連携により取り組んでいる。 現在、粟国―那覇間をニューフェリーあぐにが一日一往復していますが、海上時化や港湾内の静穏性の悪化等により欠航率が高く不便をきたし、安心・安全な渡航に関しては、粟国村の産業振興はもとより、医療・教育・文化・福祉等への影響が懸念されている。 離島における住みよい暮らしを実現するためにも、早急な運航を再開し、持続可能な運航のため国庫補助の拡充（実績損失額に対する補助）が必要である。	第一航空株式会社が運航する粟国―那覇間の航空路線は、令和3年7月28日に運航を再開いたしました。 今回、同社は早期就航を優先するため、当面は運航費への国庫補助対象外となるチャーター方式での運航計画となっており、定期運航への移行後に補助を受ける場合は、事業継続性も含めて関係機関で議論の上、国の承認を得ることとなっております。 離島航空路線の運航費に係る国庫補助については、地方航空路線を有する関係自治体等で構成される全国地域航空システム推進協議会等を通じて、実際の収益額から費用額を差し引いた実質の損失額により補助金の額を算定するよう国へ要望しているところであります。 県としては、関係機関と連携しながら、引き続き補助の拡充について国へ要望してまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部22	粟国港の早期改修について	粟国港を早期に改修していただきたい。	粟国港は、国・県のご尽力により平成29年度から令和5年度にかけて港内の静穏度確保に向けて改修工事が実施されているが、工事の進捗が遅く、フェリーの欠航や繰り上げ出航を余儀なくされている状況である。 また、令和2年度から、大型フェリーが就航しているため、早期の改修工事を行う必要がある。	粟国港は、静穏度の向上を目的に平成30年から港湾改修に着手しており、早期完成に向け取り組んでいるところであります。
南部23	西森周辺の塩川から上の手までの避難道と遊歩道の整備について	村民が漁の最中に津波が発生した場合の避難道（村民の安全）や県立自然公園に相応しい遊歩道の整備（地域観光振興）をしていただきたい。	渡名喜島周辺（南側断崖の一部を除く）がリーフ（珊瑚礁）で囲まれ豊かな漁場となっており、潮が引くと季節や昼夜を問わず多くの村民が徒歩で漁に出る。特に冬場はイザリ漁（夜の漁）が盛んに行われているが、西側のリーフから山側への避難道がなく「21世紀ビジョン」における「社会リスクセーフティネット」の確立からしても、津波等に対する避難道の対策が急務である。 さらに、西側に遊歩道を設けることにより、渡名喜県立自然公園の指定を活かした、同村の観光振興のためにも遊歩道の整備が必要である。	渡名喜村は優れた自然の風景地を有していることから、県は平成9年度に「渡名喜田立自然公園」に指定するとともに、特に自然景観の優れた丘陵地である島北部の西森の利用増進を図るため、平成17年度に展望休憩所や遊歩道を整備しました。 新たな遊歩道整備については、渡名喜村が平成30年に「津波防災計画区域」に指定されたことを受け、今後、策定される地域防災計画の内容を勘案しつつ検討してまいります。
南部24	港湾整備について	南大東港亀池地区漁船溜まり場を整備拡張していただきたい。	南大東村においては、漁港の整備に伴い、漁業者が増加し、漁船の大型化が図られ、産業の少ない離島村において水産業の発展が期待されている。 しかしながら、南大東漁港の防波堤が完成しても、ソテイカ漁の最盛期である11月から4月までの間は、沖で操業することが可能であっても季節風の波浪により出入港ができにくい厳しい状況にある。 現状も11月から4月までの間は、亀池港漁船溜まり場を使用して出漁しており、漁業者の増、漁船の大型化により湾内を含め狭い状況にある。 以上のことから、年間を通して安定操業ができることが水産業の発展につながるため、南大東漁港の使用と共に利用できる南大東港の反対側の南大東港亀池地区の船溜まり場を整備拡張する必要がある。	南大東港亀池地区の小船溜まりの整備については、漁港や港湾の利用状況、海象条件等の調査を踏まえて検討していきたいと考えております。
南部25	南大東島産農林水産物の航空路線による島外出荷について	南大東島から県内外に出荷する農林水産物を農林水産物流通条件不利性解消事業の航空路線輸送費補助の対象としていただきたい。	南大東島は沖縄本島から東へ390km離れた太平洋上の遠隔地にあり、島外への交通手段は空路・海路とあるが、島への航空路線は島民の生活や産業振興・教育福祉において重要な交通手段であり生活路線となっている。 一方、遠隔地にあることから割高な移動コストや輸送コストを負担せざるを得ず、その影響は、島民生活及び産業振興の両面で沖縄本島と格差が生じ、定住条件にも厳しく、人口減少への影響も懸念しているところである。 また、海路による島外出荷の物流対策は港湾の事情から大変厳しい現状にある。 このような中、航空路線は平成28年8月より新型機が就航し、旅客・貨物双方で積載が増大しているが、遠隔地である南大東島の輸送上の不利性を軽減するため、島外（県内外）に出荷する際、県農林水産物流通条件不利性解消事業における南大東島産農林水産物を対象品目・補助対象経費・輸送方法に選定する必要がある。	県においては、本土に対する地理的不利性を解消するため、また、本土市場での市場競争力の向上や県外出荷時期・出荷量の拡大を図り、農林水産業の振興に繋げることを目的に、農林水産物流通条件不利性解消事業を実施しているところであり、県外出荷に際しては、離島・本島間の輸送費も補助対象となっております。 また、南北大東島から県外出荷する際の本島までの輸送費につきましては、これまで補助してきた船舶輸送に加え、平成29年度より航空輸送（50円/kg）を追加したところであります。 なお、離島4市町においては、一括交付金等を活用し、本島向けに出荷される水産物等に対する輸送費補助を、それぞれの実情に合わせて主体的に実施しております。 県としましては、その実績などを総合的に勘案しながら、市町村と役割分担をしつつ、相互に連携して農林水産業の振興に取り組んでまいります。
南部26	北大東港北地区への船溜まり場の整備について	北大東港北地区に小型船舶用の船溜まり場を整備していただきたい。	北大東村には3箇所の港湾施設と、島の南側に掘り込み式の漁港がある。 しかし、海上における静穏性の確保が厳しい本村にとっては、安全面の確保及び将来における水産業振興の観点から、漁業者の安定した活動やスキューパーダイビング並びに遊漁船案内など年中を通じた活動を提供するため、小型船舶を対象とした島の北側に船溜まり場の整備が必要である。	北大東港北地区の小船溜まりの更なる整備については、漁港や港湾の利用状況等の調査を踏まえて、整備の必要性について検討していきたいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
南部27	県営と団体営の統合化した畑かん施設管理運営要領等の策定について	畑かん整備完了に合わせ各地区を統合し円滑な水管理が出来る様、畑かん施設運営要領等を構築していただきたい。	北大東村の畑かん整備は、県営と団体営で整備を進め、令和3年には村全体が整備される見通しであり、今後は計画的な営農経営が可能となる。 しかし、畑かん完了後には、畑かん施設の管理面からも現在いくつかある組合を統合し運営することが経済性や効率性からも重要なため、統合化した水利組合が必要である。 令和3年完了を見据え、既に完了した畑かん施設の台帳を整理し村全体の水利施設が効率良く機能できるよう、維持管理費の低減が可能となるような畑かん施設運営要領等の管理体制構築のための仕組み作りが必要である。	宮古島市下地島地区においては、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであり、市の事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農業基盤の整備を導入する計画となっております。 農地基盤整備の事業化に向けては、営農計画の確立、農業用水の確保等の課題解決について、宮古島市と調整を進めているところであります。 県としては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。
南部28	久高島留学センターの活動に対する支援について	留学センターが安定的に運営できるように支援（派遣）していただきたい。	南城市久高島において、平成13年4月に考え方や価値観の違いを学習し、人間性や生きる力を育む源である自然に向き合いながら学ぶ施設として「久高島留学センター」が開設され、全国から多くの児童生徒を受け入れてきた。 その間、留学センターでの共同生活をとおして、子どもたちは久高島の豊かな自然を謳歌し、放課後や休日に島の行事等にも積極的にに関わり、島民の方々に生まれ学校や島の活性化に大きく貢献してきた。 現在、留学センターは、自治会を中心に運営に努めているところであるが、留学生の生活指導や、安全確保の面からもスタッフの増員が求められ、公募等を行ったが、定着にはいたらない状況である。 今後は、多様な個性を持つ児童生徒を受入れるためにも、留学センターの環境づくりや運営に対する適切な支援や働き掛けを実行できる専門的知見のアドバイザーの派遣等が必要である。	久高島留学センターは、久高島における学校教育の充実や島の過疎化対策のため、南城市が設置し、現在、久高区が管理運営を行っているところであります。 同センターについては、令和2年4月から新たにセンター長が着任したことにより、南城市教育委員会及び久高区のセンター運営委員会の協力のもと安定的に運営されていると聞いております。

宮古圏域

宮古1	下地島空港及び周辺用地の活用に関する取組の着実な推進について	下地島空港及び周辺用地の活用に関して、基本合意に至った下地島宇宙港事業の事業実現及び更なる事業の実施に向けた取組を推進していただきたい。	下地島空港及び周辺用地については、平成29年3月において株式会社 FSO が提案した「下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業」ならびに三菱地所株式会社が提案した「国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業」を基幹事業と位置づけた活用が進められている。更に、令和2年9月にはPDエアロスペース株式会社が提案した「下地島宇宙港事業」が基幹事業に位置づけられ、事業実現に向けた取組が進められている。 下地島空港及び周辺用地の活用は、沖縄21世紀ビジョン基本計画に掲げられる「世界水準の観光リゾート地の形成」に資するものであり、本市の振興発展に重要な役割を果たすものであることから、既に実施されている事業の更なる展開、新たに位置づけられた基幹事業の早期実現及び空港周辺用地における新たな利活用を着実に推進していただく必要がある。	下地島空港及び周辺用地の利活用事業については、令和2年9月10日に第2期の利活用事業として、PDエアロスペース株式会社と下地島宇宙港事業の実施に向けた基本合意書を締結しております。 県としては、今後、新型コロナウイルス感染症の収束等、社会経済状況を踏まえて、第3期利活用事業の募集を進め、宮古島市と連携しながら、周辺用地も含めた利活用の促進に取り組んでいきたいと考えております。
宮古2	下地島空港の更なる有効活用について	下地島空港の有効活用を図るため、操縦練習使用料の見直し等による実機飛行訓練の更なる促進及び空港運用時間の拡大による路線誘致の取組を強化していただきたい。	下地島空港は、昭和54年に国内航空会社のパイロット養成の拠点空港として整備され、現在は株式会社 FSO による「下地島空港を活用した革新的航空パイロット養成事業」ならびに三菱地所株式会社による「国際線等旅客施設整備・運営及びプライベート機受入事業」が基幹事業として実施されている。また、今年度新たにPDエアロスペース株式会社が提案した「下地島宇宙港事業」が基幹事業に位置づけられ、市民の事業実現に向けた期待は高まっている。 一方で、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、航空産業や観光産業は大きな影響を受けているが、同感染症の収束後においては航空需要や観光需要の回復が見込まれており、同空港の訓練飛行場としての更なる活用や、国内外の新規航空路線の誘致・プライベート機受入などをこれまで以上に推進することで宮古島市の振興発展に繋がるものと考えられるため、操縦練習使用料の低減による実機飛行訓練の促進及び運用時間の拡大による国際線等の路線誘致を推進していただく必要がある。	下地島空港の維持管理については、独立採算制で行うことが、昭和54年3月の県議会において附帯決議され、受益者負担を基本に操縦練習使用料が定められております。 しかしながら、現在は下地島空港特別会計の採算がとれないことから、空港及び周辺用地の利活用に取り組むなど、新たな収入源の確保に努めているところであります。 実機飛行訓練の促進については、宮古島市と連携し、検討していきたいと考えております。 運用時間については、平成20年度に現行の運用時間に短縮する見直しを行ったところであり、今後、運用の実績及び将来見込み、関係機関の意見などを勘案するとともに、宮古島市とも意見交換を行いながら検討したいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
宮古3	下地島地区農地基盤整備事業の早期導入について	下地島地区の生産性向上及び種苗施設の整備に向け、農地基盤整備事業を早期に導入していただきたい。	<p>沖縄県は、下地島土地利用基本計画において、「下地島の農業的利用については、周辺の土地利用との整合を勘案しつつ、農業の基盤整備と併せて、担い手の育成・確保や農地所有適格法人による農業経営等を展開し、環境に配慮した宮古島型の新しい農業生産拠点の形成を図る。そして、高付加価値農産物の生産による農林水産業の更なる成長を図る」としている。このことから、宮古島市では農業農村整備管理計画において令和4年度採択を目指し、国・県と調整を行い取り組むとしている。</p> <p>宮古島市も、農業的利用ゾーンの位置づけを踏まえ、下地島農業基本計画を策定しており、下地島空港周辺用地の有効活用を促進し、農業の振興及び地域の活性化等を図ることとしている。</p> <p>宮古島市においてさとうきび生産は重要な柱であり、特に優良な種苗の確保が、必要不可欠であるため、下地島地区の基盤整備を契機に受益地の一部に市独自の優良種苗増殖施設を整備し、さとうきび生産の振興に取り組む所存である。</p> <p>ついては、事業の早期導入に向けた取り組みを積極的に推進する必要がある。</p>	宮古島市下地島地区においては、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであります。市の事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農業基盤の整備を導入する計画となっております。農地基盤整備の事業化に向けては、営農計画の確立、農業用水の確保等の課題解決について、宮古島市と調整を進めているところであります。県としましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。
宮古4	離島における健診体制について	離島で特定健診・がん健診を同時に受診できる健診体制の環境整備について検討していただきたい。	<p>国は健康長寿の延伸、医療費削減のために生活習慣病の予防を推進し、がん検診や特定健診の受診率向上を市町村や各医療保険者に求めている。</p> <p>現在、沖縄県では県立病院での健診は実施しておらず、宮古島市においては、健診医療機関が限定される厳しい状況に鑑み、医療検査機器の整っている県立病院にて実施して頂く必要がある。</p>	宮古病院においては、地域の中核的な病院として、救急医療、小児・周産期医療、高度医療、特殊医療、精神医療などを担っているところです。特定健診やがん検診は、地域住民の健康増進に資する重要な取組ではありますが、県立病院において実施する場合、新たに医療機器やシステム等の整備、職員の増員などが必要となるほか、同業務への対応に伴い既存の医療の提供に影響が生じることも懸念されます。病院事業局としては、県立病院に通院する患者に対し、市町村が行う集団検診や地域の指定医療機関における個別健診の受診を促すことなどを通じて、特定健診等の受診率向上に貢献していきたいと考えております。
宮古5	廃タイヤの処理について	タイヤ販売店等が回収した廃タイヤを島内で処理することができない状況にあるため、島外への輸送費補助等の支援をしていただきたい。	<p>宮古島市においては、廃タイヤ等の適正処理困難物は、自治体の廃棄物処理施設では処理ができず、民間の廃棄物処理業者で処分することになるが、市内で廃タイヤを処理できる業者は少なく、増加する廃タイヤの島内処理が追いつかない状況となっている。島内処理ができない廃タイヤは、島外に輸送することになるが、離島であるため輸送費が高く、廃タイヤを回収するタイヤ販売店等及び処理料を支払う市民の負担が大きくなっている。</p> <p>ついては、市民の負担軽減を図るため、廃タイヤ処理に対する支援策を講じて頂く必要がある。</p>	県が宮古島市で令和元年度に行った廃タイヤの実態調査では、不法投棄の約7割を廃タイヤが占めており、また、自動車解体業者などに多量に保管されていることが確認されております。県としましては、今後、詳細な実態把握に努め、必要な対策を検討・実施してまいります。
宮古6	離島高校生徒の教育諸活動に参加する移動経費の支援について	離島に住む県立高等学校の生徒の教育活動に参加する際の移動経費の支援について、早急に拡充していただきたい	<p>宮古島市では、地区代表として県大会や全国大会へ出場する児童生徒に対して、保護者負担の軽減と公平な教育機会の享受を目的に、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、航空運賃の半額を補助する選手派遣費支援事業を実施しているが、対象は、市立学校に在籍している児童生徒のみとしている。</p> <p>一方、本市内の県立高等学校生徒については、本島で開催される県高体連主催の大会等へは、県高体連等より定額の補助はあるが、他団体主催の大会等に関して補助はなく、生徒保護者の負担により、費用捻出がなされている。</p> <p>離島という地理的要因からくる交通・生活コストの負担増によって、生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう教育諸活動に参加する際の移動経費の支援に取り組むことは、県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」にも掲げられており、まずは学校の設置者である沖縄県において、県立高等学校生徒の教育活動に参加する移動経費について、拡充した支援を早急にする必要がある。</p>	県教育委員会としましては、これまで、県高体連、県中体連、県高文連、県中文連の主催する県大会や九州大会及び全国大会に参加する離島生徒に対し、派遣費を助成しており、令和元年度からは離島から本島への派遣費を増額したところです。また、令和2年度からは、沖縄県特別支援学校体育大会に参加する離島生徒へ、特別支援学校体育連盟をおとして助成ができるよう、予算措置がなされております。今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
宮古7	離島児童生徒の選手派遣支援事業について	離島に住む全ての児童生徒が公平な教育機会を享受できるよう、移動経費の支援制度を創設していただきたい。	宮古島市では、地区代表として県大会や全国大会へ出場する児童生徒に対して、保護者負担の軽減と公平な教育機会の享受を目的に、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、航空運賃の半額を補助する選手派遣費支援事業を実施している。 一括交付金が時限付き制度となっている一方で離島の不利性は時限付きで解消されるものではない。 離島という地理的要因からくる交通・生活コストの負担増によって、児童生徒らの教育を受ける機会が損なわれないよう教育諸活動に参加する際の移動経費の支援に取り組むことは、県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」にも掲げられている。 現在は、中体連や高体連主催の大会へは、地区中体連等から一定額の補助はあるが、他団体主催の大会、小学校児童が参加する大会への支援は、一括交付金を活用した本市の支援事業のみとなっており、一括交付金の制度終了後、現在のままでは、離島に住む児童生徒が公平に教育活動に参加する機会が損なわれる恐れがある。 については、一括交付金の制度終了後も将来に亘って離島に住む全ての児童生徒の支援制度を創設する必要がある。	県教育委員会としましては、これまで、県高体連、県中体連、県高文連、県中文連の主催する県大会や九州大会及び全国大会に参加する離島生徒に対し、派遣費を助成しており、令和元年度からは離島から本島への派遣費を増額したところです。 また、令和2年度からは、沖縄県特別支援学校体育大会に参加する離島生徒へ、特別支援学校体育連盟とおして助成ができるよう、予算措置がなされております。 今後とも、派遣費の助成を継続するとともに、離島地域の生徒の負担軽減が図られるよう努めてまいります。
宮古8	宮古空港横断トンネル整備について	宮古空港周辺においては、今後も人流・物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備を図っていただきたい。	現在、宮古空港の利用者数は観光需要の増加を背景に令和元年旅客利用者実績は過去最高の180万人余となるなど、年々増加している。 空港東側においては、スポーツ観光交流拠点施設が運用開始しているとともに、隣接して大規模集客施設の建設が計画され、千代田地区においては自衛隊駐屯地の建設が進められている。また、空港西側には2021年1月に宮古島市役所総合庁舎が開庁し、宮古空港周辺一帯においては今後も人流・物流の増大が予想され、これに対応するアクセス道路の整備が課題となっている。 宮古島市においては、横断トンネルの早期実現に向け平成28年11月に「整備促進期成会」が発足し、県へ要請活動を実施するなど、その必要性は多くの市民が感じているところである。 については、交通ネットワークの機能向上に向け、宮古空港横断トンネルの早期整備を図る必要がある。	宮古広域公園(仮称)は、前浜ビーチに隣接する約50.2haの県営公園で、令和2年4月に都市計画決定を行っております。 現在は用地買収等を進めており、引き続き、宮古島市と協力しながら早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。
宮古9	県営宮古広域公園の早期整備について	県営公園の早期整備に着手し宮古圏域の活性化を図っていただきたい。	宮古地域は、県内で唯一県営広域公園の整備がなされていないことから、本地域の懸案事項として長年同公園の誘致について、県をはじめ関係機関に強く要望している。 県は、「海と浜辺を生かした広域公園」として前浜地区の整備を決定し、平成29年2月には基本計画の策定、平成29年7月には環境影響評価方法書の策定を行い、令和2年4月には都市計画決定の告示がなされ、公園区域が決定された。また、令和2年7月には事業認可を受けており、事業の着実な推進と実現に本市としても多めに期待している。 については、宮古広域公園の早期整備に向け、引き続き取り組みを強化する必要がある。	宮古広域公園(仮称)は、前浜ビーチに隣接する約50.2haの県営公園で、令和2年4月に都市計画決定を行っております。 現在は用地買収等を進めており、引き続き、宮古島市と協力しながら早期整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。
宮古10	農業農村整備事業について	多良間村の区画整理事業における客土を取り入れる等の取り組みを行っていただきたい。	多良間村の土壌は島尻マージ土壌地帯で、さとうきびを中心とした農業を展開しており、年々土壌改良事業で畑地整備を進めているところである。 従来、耕土深60cmを確保するため、地区内での不足分を宮古島からの搬入土による客土工で補って施工してきたが、近年、事業費の高騰で不足分を村でストックしてある礫混ざり土で補い、下の20cmに礫混ざり土、その上に40cmの良質土を乗せて60cmの耕土深を確保している。 今後、新規地区を含めた施工力所は、耕土深が浅いため、土、礫混ざり土の絶対量が不足する事が予想される。今後の土地改良事業において、他地区と同等に農作物の増収につながるよう、宮古島からの搬入土による客土を取り入れる等の取組みを行う必要がある。	多良間村の一部の農地では、土層が薄いことから、区画整理事業地域内の土壌のみで十分な土層を確保できない場合があります。 県では、平成28年度より多良間村内の区画整理事業の予定地区内で土層の調査を進めており、土層の厚い地区から薄い地区への客土等の可能性を調査検討しているところであり、引き続き多良間村等と連携し、客土等の可能性の調査検討を進めてまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
宮古11	放置船の処理にかかる費用について	離島における放置船の処理にかかる費用を支援していただきたい。	多良間村においては、漁港や港湾に放置船が多く、自然環境や景観等に大きな支障をきたしている。多良間村や宮古島市には、放置船の処理施設がなく、島外に運搬するにも多大な費用がかかり、放置船処理の目処が立っていない。自然環境を守り、島の美しい景観を保全するためにも放置船処理に対する支援策を講じる必要がある。 については、同港の更なる機能の強化に向け、引き続き国に対し働きかけていただく必要がある。	【農林水産部】 放置船の処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、所有者を確知しているものについては、漁港管理者がその所有者に対し撤去を求めているところです。これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置船対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。 多良間村には村管理の漁港が2港ありますが、これらの漁港内の放置船については、引き続き多良間村と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております 【土木建設部】 放置船の処理については、一義的には、所有者の責任で処理されるべきものと考えており、県としては、維持管理の権限を移譲している所在市町村と協力して、所有者の確認や移動、撤去を命ずる等の対応を行っております。 放置船については、代執行により、撤去や処分を行うことが出来ることとなっておりますが、相当な期間を要することや処分費用の負担等が全国的にも課題となっております。 県としては、引き続き、市町村と連携し放置船の処理を進めていくとともに、国の放置船対策の動向にも留意しながら、これら課題の解決に向け検討を進めていきたいと考えております。
宮古12	水納浮き棧橋について	水納島浮き棧橋の設置をしていただきたい。	水納島住民は、生活用物資、畜産用資材（飼料・化学肥料等）、子牛、親牛、やぎその他必要資材を自家用船で運搬している。 このようなすべての資材の上げ下ろしは、人力による手作業であり、重労働であることは勿論のこと、危険を伴う作業となっている。 特に昨今は住民も高齢となり、荷役作業に支障をきたしている。 現在、水納島には浮き棧橋がなく、すべての作業は棧橋への上げ下ろしであるため、住民生活は困難を極めている。 よって、すべての荷役作業の軽減、危険防止・安全対策、水納島での経済活動の継続及び観光客の安全対策のため、浮き棧橋の設置が必要である。	水納島への浮き棧橋の整備については、現地の利用状況等を踏まえ、多良間村と意見交換を行いながら、整備の必要性を含め検討していきたいと考えております。
宮古13	水納島の海岸の樹木枯死の原因調査と植林について	水納島の海岸の枯死樹木の原因調査と植林を行っていただきたい。	水納島の北西側海岸の樹木が、50m～70m幅で約1.1kmに渡り枯死して裸地状態である。夏場の台風、冬場の季節風等で今後被害が心配されるため、専門的な調査、植林事業等早急に取り組む必要がある。	県内の海岸部における植生は、台風や季節風等の潮風害を受けやすい環境にあり、多良間村水納島の海岸植生につきましても同様の状況が考えられます。 県内の海岸部における保安林については、治山事業の実施により防風・防潮の機能強化に努めているところであり、 水納島の海岸の枯死樹木については、枯死の原因や範囲等の確認を行うとともに、治山事業の実施にあたっては、保全対象の状況や費用対効果の確認、保安林以外の区域については、保安林への指定などの課題があることから、多良間村と連携し検討してまいります。
宮古14	多良間－石垣間の航空路線について	多良間－石垣間の航空路線の早期運航再開に取り組んでいただきたい。	多良間村においては、現在、多良間－宮古島間を1日2往復、琉球エアコミューターのDHC8-Q400型機（50名）が就航しており、利用者の利便性はもとより地域経済の発展に大きく貢献しているところである。 多良間島は、宮古島と石垣島の中間に位置していることから、古来よりこれら両島との交流が盛んに行われており、現在も多くの村出身者が在住し郷友会活動も活発に行われている。 このようなことから平成18年3月までの間は、多良間－石垣間の航空路線も毎日運航し利用者の利便性が確保されてきたが、機種の大規模化に伴い、現在、多良間－石垣間の路線は運休の状況にある。 路線再開は利用者の利便性確保はもとより、人的交流を深めることにより、観光産業の振興は勿論のこと、地域の産業経済発展に大きな効果をもたらすものと期待されている。 空港は、地域活性化の戦略拠点として大きな役割を担うことが期待されており、利用者の利便性確保は喫緊の課題といえる。 つきましては、離島振興、地域活性化において重要課題である離島航空路線（多良間－石垣）の早期運航再開に向け、取り組みを強化する必要がある。	県では多良間、石垣間の航空路線等の運航再開に向けて、国と連携して、第一航空が進める事業の進捗確認を行っているところです。 同社においては、航空機材の耐空検査を終えたほか、拠点となる石垣空港事務所の確保に向けた準備やパイロットの訓練が開始されるなど就航に向けた取組が進められております。 県としては、できるだけ早期の就航に向けて、運航の安全性を確保しつつ、地元の理解を得ながら、引き続き、国、多良間村、第一航空株式会社と連携して取り組みを進めてまいります。

八重山圏域

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
八重山1	八重山圏域における新型コロナウイルス検査体制の確立について	八重山圏域の新型コロナウイルス感染症拡大防止及び適切な医療体制維持のため、沖縄県によるPCR検査体制を確立していただきたい。	石垣市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市独自の「石垣市新型コロナウイルス感染症電話相談」の開設及び医療機関へのPCR検査機器の導入による検査実施など、感染症の早期発見に努めてきたところである。しかしながら、八重山圏域は医療体制が脆弱であることから、介護施設や医療施設等でクラスターが発生した場合、医療体制の崩壊が危惧される。感染症の拡大防止及び医療体制の崩壊を防ぐため、沖縄県による八重山圏域における感染症電話相談及びPCR検査の実施、更に、クラスターが発生した施設の入所者、従業員、利用者全員へのPCR検査を実施していただきたい。	八重山圏域においては、重点医療機関が2か所、検査協力医療機関が14か所あり、PCR検査に繋げる連携体制を構築しております。また、令和2年度、県立八重山病院に対してPCR検査機器1台の購入について補助を行い、検査体制を強化したところで。
八重山2	離島生徒の選手派遣支援事業について	離島の児童生徒の派遣に対し、将来にわたって継続する制度の創設を図っていただきたい。	宮古・八重山圏域では、地区代表として県大会や全国大会へ出場する児童生徒に対して、保護者負担の軽減と公平な教育機会の享受を目的に、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、航空運賃等の補助をする選手派遣支援事業を実施している。しかしながら、一括交付金制度は令和3年度までを期間とする制度であることから、令和4年度以降については、大会等への派遣に対し多額の費用負担が生じることになるのではないかと、保護者から懸念の声が上がっている。離島の交通・生活コストの低減ならびに地理的要因によって児童生徒からの教育を受ける機会が損なわれないよう教育機会の拡充を図ることは、県の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に掲げられていることから、このような離島の条件不利性の克服に対して、時限的でなく将来にわたって継続する制度の創設を図る必要がある。	公立学校施設における改修等については、文部科学省の基準に基づき危険改築事業や大規模改築事業を活用し、適切に実施しているところであります。学校施設の改修等は、危険改築事業のほか、防災機能強化事業など既存の国庫補助事業の活用も考えられることから、県としましては、引き続き石垣市と情報交換し、連携して取り組んでまいります。
八重山3	公立学校施設の保全管理にかかる経費に対する国庫補助要件の緩和及び新たな補助事業の創設について	公立学校施設の修繕改修や建て替えの経費に対する補助事業について、要件の緩和や新たな補助事業の創設を文部科学省へ働きかけていただきたい。	石垣市は小中学校あわせ25校あり、県内同規模の他市に比べ学校数が多く、学校施設の保全管理の経費捻出に苦慮している。例年の台風の接近や上陸の際には、台風がもたらす塩分を多く含んだ強風が学校施設に吹きつけ、台風通過後には、非常に強い直射日光にさらされることにより、施設の劣化が進みやすい状況にある。特に、校舎や体育館の屋根の劣化が激しく、この修繕も特殊な方法となることから、経費も高額となっており、修繕改修が多く発生し、経費が増大する場合には、抜本的な対応として校舎や体育館の建て替えを行いたいところであるが、補助要件を満たせず事業化できない状況にある。修繕や改修、建て替えにかかる経費に対する補助事業はあるものの、補助要件のハードルが高いことから、事業の導入には至っていない。本市の特殊性をご配慮いただき、既存補助事業の要件緩和や新たな補助事業の創設について、引き続き文部科学省へ働きかけをお願いしたい。	公立学校施設における改修等については、文部科学省の基準に基づき危険改築事業や大規模改築事業を活用し、適切に実施しているところであります。学校施設の改修等は、危険改築事業のほか、防災機能強化事業など既存の国庫補助事業の活用も考えられることから、県としましては、引き続き石垣市と情報交換し、連携して取り組んでまいります。
八重山4	GIGAスクール構想における補助制度の拡充及び環境整備に係る財政的支援について	GIGAスクール構想の推進にあたっては、地域格差を生じさせないための補助制度の導入や財政措置を拡充していただきたい。	GIGAスクール構想において、円滑かつ強力に推進していくために必要な財政措置を講じていただきたい。ネット利用にあたり地域格差を生じさせないため、各圏域への大容量通信環境の整備及びSINET接続にあたり要する費用について補助制度を導入していただきたい。また、学校ICT支援員の増員、超高速インターネット利用環境を効果的に実現・維持できるように財政措置の拡充のほか、オンライン型学習ドリル等の導入、ネット回線使用料等を含め、本構想の効果的な運用に関する経費及び整備した端末の更新においても、補助制度を導入していただきたい。加えて、休校となった学校が再開される場合における校内LAN構築に関する費用についても、補助制度を導入していただきたい。	GIGAスクール構想においては、令和2年度に国庫補助金等の活用により、1人1台端末の整備及び高速大容量の通信ネットワークの一体的整備が進められ、今後はその維持・更新と効果的な施策展開が主な課題となっております。そのために必要な端末等機器及びインターネット環境の維持、ICT支援員の確保、デジタル教材の調達等の事項については全国的な課題となっており、地域格差を生じさせないことが重要であることから、県教育委員会としましては、全国都道府県教育長協議会等を通して国に継続的な支援を要望しており、今後も引き続き要望をしていきたいと考えております。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
八重山5	離島における産業廃棄物処理の費用補助について	産業廃棄物処理のうち、沖縄本島での処理が必要な廃棄物輸送に係る費用を補助していただきたい。	本年度はコロナ禍にあるが、石垣市ではこれまで観光入域客が年々増加し、昨年度は140万人を超えた。好調な観光に伴い、集合住宅や商業施設、宿泊施設等の建設による産業廃棄物が増加し、処理の方法が懸念されている。 産業廃棄物は、本市の一般廃棄物処理施設では処理できないため、民間の処理施設での処理をするよう指導をしている。しかし、石垣市には民間処理施設が乏しいほか、廃棄物の種類によっては沖縄本島で処理をしなければならないことから処理費に加えて輸送費もかかるため、そのコストは高額となっている現状である。 不法投棄を防止し産業廃棄物の適正処理を図るため、産業廃棄物行政を所管する沖縄県において離島における産業廃棄物処理の輸送に係る費用の補助が必要である。	事業者は、廃棄物処理法第3条の規定に基づき、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があります。 そのため、県は、事業者等に対しては研修会を開催するなど、適正処理の確保に努めるとともに、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等、処理費用の低減化に資するため、施設整備や研究開発等に対する補助を行っております。 また、離島市町村に対しては、島内処理困難物の適正かつ効率的な処理のため島外輸送方法や本島の廃棄物処理業者等の紹介などの支援を行う離島廃棄物ワンストップサービス構築業務の活用を進めてまいります。 県としては、引き続き、市町村とも連携しながら、産業廃棄物の適正処理の確保に努めてまいります。
八重山6	国際観光都市の確立に向けた新石垣空港の機能拡充について	新石垣空港の滑走路を800m延長するとともに国内線ターミナルビル並びに駐車場を拡張していただきたい。	新石垣空港は平成25年に開港し、年間乗降客数は開港前年の約162万人から増加の一途をたどり、昨年度は約260万人まで増加している。また、貨物取扱量も同様の増加傾向である。 今後、就航機材の大型化などの動きもあることから、更なる増加が見込まれ、これは、新空港整備における計画段階の将来予測を上回っている。このことから、大型機材を受け入れるための滑走路の800m延長及び国内線ターミナルビル並びに駐車場の狭隘化解消が急務となっている。また、国際便再運航時の海外からの観光客も含め、沖縄県が掲げる観光客数1200万人という目標を達成するためにも、滑走路の800m延長及び受入態勢の充実等、新石垣空港の機能を拡充する必要がある。	滑走路の延長整備については、航空会社の意向確認や整備に伴う技術上及び環境上の課題、空港用地拡張に対する住民合意など、解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えております。 また、駐車場の拡張につきましては、令和2年度から事業に着手し、令和3年9月末に整備を終え、同年10月1日から供用開始しております。 国内線ターミナルビル拡張については、同ビルを所有する石垣空港ターミナル株式会社に、現在の混雑状況や今後の対応策の確認を行うとともに、関係者等の意見を踏まえて、必要に応じて支援を検討していきたいと考えております。
八重山7	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期供用開始について	空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始に向けて取り組んでいただきたい。	新空港開港以降、観光客のレンタカー利用増加に伴い、空港一市街地間の一部区間において混雑する状況が発生し市民の生活にも影響を与えている。また、石垣市役所新庁舎や県立八重山病院が接していることから今後も周辺道路の利用増加が見込まれるため、空港アクセス道路（県道石垣空港線）の早期の全面供用開始が必要である。	県道石垣空港線は、新石垣空港と国道390号平得交差点を結ぶ延長8.9キロメートルの道路で、平成21年度に事業着手し、そのうち、国道390号平得交差点から市道タナド一線までの1.8キロメートルについて、暫定2車線で供用しております。 また、重点的に整備を推進してきた新石垣空港から市道宮良産業道路までの約2キロメートルを令和3年9月に供用したところであり、引き続き、早期の全線供用に向けて取り組んでまいります。
八重山8	農業農村整備事業の地元負担率軽減について	県下で実施されている農業農村整備事業のうち、水利施設整備事業や農地整備事業等では、離島振興の観点から本島とは異なる負担措置（離島加算）をいただいているが、近年顕著となっている離島のコスト高問題の解決に向けた特段の配慮をいただきたい。	本島と離島とで率補助（離島加算なし）の農業農村整備事業メニューは、次のとおりである。 （現行負担率：国50%、県25%、市町村25%） ・農業農村整備事業採択調査設計に関する事業 ・多面的機能支払交付金事業 ・中山間地域等直接支払事業等 （現行負担率：国80%、県8%、市町村12%） ・水利施設ストックマネジメント事業 当該事業については、水利施設の経年劣化に伴う改修実施が増加傾向にあり、早急な負担軽減措置を図る必要がある。 （現行負担率：国30%、県30%、市町村40%） ・基幹水利施設管理事業 当該事業については、国営土地改良事業「石垣島地区」完了後の施設管理団体の変更に伴う地元負担増が想定されていることに懸念をもっていることから、一層の軽減措置が必要である。	県では、離島の基幹産業である農林水産業の振興を図るため、水利施設整備事業等の農業基盤整備事業を実施しており、事業実施にあたっては補助率を2～5%の離島加算を行うなど、負担の軽減を図っているところであります。 県としましては、離島市町村とも意見交換を行い、負担軽減策について関係機関と調整を図ってまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
八重山9	学校における部活動等にかかる引率教員の派遣費補助について	学校の部活動における県内外への派遣引率にかかる教員の派遣費については、教員の個人負担が生じないよう、国や県より全額補助していただきたい。	令和2年度は新型コロナウイルス対策等により、多くの大会が中止となったことに伴い、今年度については従前と比較して負担は少なかったと推察されるが、県外や沖縄本島など石垣市以外にて開催される大会等に児童生徒が参加する際、顧問である教員が責任者として引率に要する教員の派遣費は沖縄県より各校へ割り振られる限られた出張旅費にて対応している状況は変わっておらず、離島である石垣市においてはその費用が高額で、割振旅費のみでの充足は厳しく、多くの大会等への自己負担による引率が常態化している。そのため、参加する大会等の制限を余儀なくされている。この事は、石垣市が離島である地理的要因により生じている格差であり、沖縄21世紀ビジョンにおいて示されている「公平な教育機会の確保と負担の軽減」が未だ図られていないことから、児童生徒は公平な機会を失っており、引率教員にとって、派遣費の捻出は大きな負担となっている。 離島格差を解消し、離島の児童生徒が公平にスポーツや文化活動に取り組めるようにするためにも、引率教員にかかる派遣費の国もしくは県による全額補助が必要である。	小中学校の部活動における教職員の引率旅費については、市町村立学校職員給与負担法等に基づき、県費にて負担しているところですが、旅費の配分については、各教育事務所を通して要望調査を行った上で、配分しているところであり、今後とも実態を確認しながら、適切な予算執行及び予算確保に努めていきたいと考えております。
八重山10	医療従事者の安定的な確保について	町内診療所における医療従事者の安定的、持続的に確保を図るための制度、施策を確立していただきたい。	住民が安心して生活するためには、離島地域での診療所の存在は非常に重要である。しかし、離島・過疎地域における医療は、全国的な医師不足と働き方改革等で、医療従事者の確保が非常に困難な状況であることから、何時でも無医地区となる不安を抱えている。離島地域に特化した一歩進んだ制度、施策を確立する必要がある。	県では、離島地域の診療所の医師を確保するため、自治医科大学出身医師、県立病院で養成された専攻医及び琉球大学地域枠出身医師の派遣並びに全国から勤務を希望する医師及び看護師を登録・紹介するドクターバンク事業による医師及び看護師確保の支援を行っております。また、診療所勤務の医師及び看護師の研修・休暇に対応する代診医及び代替看護師による支援も実施しております。 県としましては、引き続き、これらの取組を継続し、医療従事者の確保に取り組んでまいります。
八重山11	離島におけるごみの海上輸送費用補助について	廃棄物処理において各島からの廃棄物輸送に係る費用の補助をしていただきたい。	竹富町内の一般家庭から排出される廃棄物は各島に設置されている処理施設（竹富島、黒島、小浜島、鳩間島、波照間島、西表島）で中間処理（焼却、分別等）され、海上輸送にて石垣島を経由し西表島にある竹富町リサイクルセンターへ搬入されている。また、竹富町リサイクルセンターで選別・圧縮された資源化物は石垣島を経由し沖縄本島、九州にある再生処理施設へ搬出している。竹富町は島嶼の町であることから、運搬手段のほとんどが海上となるため、輸送費が高額となってしまうため、補助が必要である。	離島地域では、廃棄物処理施設の規模が小さくスケールメリットを得られにくいこと、また、処理できない廃棄物を沖縄本島や他県まで海上輸送し処理せざるを得ないことなどから、廃棄物の処理コストが割高となる状況があります。そのため、県は、平成25年度から27年度にかけて、複数の離島市町村が連携して一般廃棄物を処理するとともに海上輸送費の低減化を図る「ごみ処理広域化」の調査を行い、関係市町村等に提言をしたところです。 また、離島地域の処理費用の低減化を図るため、「離島廃棄物適正処理促進事業」を実施しているところであり、産業廃棄物も含めた処理困難物について、処理の効率化、合理化、費用の低減化方策について検討し、必要な対策を実施してまいります。
八重山12	水道事業の広域化促進について	離島における水道事業は厳しい運営を余儀なくされており、将来的にも安心・安全な水の確保と、安定給水を行う必要がある。県民が等しく恩恵が受けられるよう、県営による離島水道事業の広域化を図っていただきたい。	竹富町は多くの離島を有している為、浄水場等の水道施設が点在しており、海底送水管や施設の老朽化に伴う修繕や更新等が増加傾向にあり維持管理に苦慮している。 生活環境の変化や入域観光客等の増加に伴い、年々水需要は高まっており、水道へのニーズとして質の向上が求められていることから、将来を見据えた水道事業の運営基盤の強化及び安心・安全な水の確保、災害等に対する危機管理体制の確立等が必要である。	県では、離島における水道料金格差を正を含めた水道のユニバーサルサービスを図るため、水道広域化に取り組んでいるところであります。水道広域化の第1段階として、本島周辺離島8村を対象に、水道用水供給範囲拡大による水道広域化を令和7年度までに実施予定としており、粟国村では、平成29年度末、北大東村では、令和元年度末、座間味村阿嘉・慶留間地区では、令和2年度末に広域化を実施しています。 その後、第2段階として、本島北部地域等、さらに第3段階として宮古圏域及び八重山圏域を対象に水道用水供給範囲の拡大並びに水平統合を推進し、最終的には県企業局と全市町村の水道事業を統合した県内統合水道を目指したいと考えております。
八重山13	離島航路の存続について	波照間航路・船浮航路を維持・継続するための財源を確保（現在町単費で船会社に補助）していただきたい。	現在、竹富町では町内の2つの航路に対して航路運営に係る欠損額に対する補助（赤字離島航路に対する補助）を行っており、当該航路は単独かつ定期航路といった町内でも特に重要な航路である。 しかし、令和2年度以降、新造船の購入や新型コロナウイルスの影響により欠損額の増額が見込まれており、当該航路を維持・継続するための補助が必要である。	離島航路を確保・維持するため、国、県及び市町村では、運航に伴い生じた欠損額に対し協調して補助を行っており、波照間航路及び船浮航路においても、同様に、国、県及び竹富町が協調して補助を行っております。 県としては、引き続き、国及び市町村と適切な役割分担の下で緊密に連携し、離島住民の生活に不可欠な離島航路の確保・維持に取り組んでまいります。

番号	要望事項	要望の内容	要望の理由	措置状況
八重山14	波照間航空路線再開について	波照間航空路線の再開に伴う条件整備をしていただきたい。	波照間―石垣間の航空路線はこれまで民間航空事業者より運航されてきたが現在は運航が廃止されている。当該路線は島民にとって必要不可欠な生活路線であるほか、竹富町のリーディング産業でもある観光業へ大きく寄与するものであり、地域活性化を図るうえでも極めて重要な路線である。現在、継続運航を望むべく次年度の航空路線の再開、航空機の早期就航に向け取り組んでいる。波照間空港の航空気象観測業務については昨年度まで気象庁が実施していたが航空保安業務の提供体制見直しにより休止となっている。 波照間航空路線の再開にあたり、民間事業者が参入した場合、空港の居室確保、気象観測業務の再開、滑走路のグルーピング（溝切・滑り止め）の施工などが課題となる為、波照間空港路線の早期再開に向けての条件整備が必要である。	【企画部】 県では波照間航空路線等の運航再開に向けて、国と連携して、第一航空が進める事業の進捗確認を行っているところです。 同社においては、航空機材の耐空検査を終えたほか、拠点となる石垣空港事務所の確保に向けた準備やパイロットの訓練が開始されるなど就航に向けた取組が進められております。 県としては、できるだけ早期の就航に向けて、運航の安全性を確保しつつ、地元の理解を得ながら、引き続き、国、竹富町、第一航空株式会社と連携して取り組みを進めてまいります。 【空港課】 波照間航空路線の早期再開に向けて、第一航空社から要望のある滑走路に溝を施すグルーピング工事については令和3年9月に完了しております。
八重山15	新たな国境交易・交流施策の実現に向けた支援について	新たな国境交易・交流施策にて計画する、与那国町―花蓮市（台湾）間における外航不定期航路事業の実施に向けて必要となる、国内法及び国際条約に則った許可申請、要請手続及びC・I・Q（税関・出入国管理・検疫所）各法制度等への対応について、ご指導ご支援をいただきたい。	与那国町では、隣国台湾との可能性に期待し、これまでに多くの国境交流による地域振興施策に取組んできたが、二度にわたる構造改革特区申請も、現行制度の基準における制限の中で条件をクリアすることを要求され、非常に厳しい結果であった。しかしながら、本町の将来を創造するためには、やはり「国境交易・交流」は重要な施策であることから、柔軟な発想による新たな視点から継続的に国境交易・交流施策を推進していく必要がある。	国境に位置する与那国町の地理的優位性及び歴史的特性を踏まえ、姉妹都市である台湾花蓮市との外航不定期航路を開設することは、人口交流の拡大や物流促進などの観点からも、地域振興に繋がる取り組みであるものと認識しております。 このため、町が主催する「検討委員会」に県からも関係部局職員を派遣し町の事業計画に関して意見交換を行っているところであります。 税関・出入国管理・検疫所に係る許認可は国の管轄事務になりますが、同町からの具体的な求めがありましたら、関係部局とも連携して必要な助言を行うなど、県としても支援してまいります。
八重山16	FRP廃船の廃棄処理支援について	近年増加傾向にあるFRP廃船の廃棄処理が円滑にできるよう制度を推進していただきたい。	全国で社会問題となっているFRP廃船の課題は、与那国島でも同様であり、漁港や港湾内の敷地のあらゆる所にFRP廃船が放置されており、周囲の景観を阻害している現状にある。 これまで、県による廃船の状況調査や県事業による所有者不明の廃船処理など、景観改善に向けた取組みがなされている。しかしながら、FRP廃船は一般廃棄物としての処理が困難であり、実際は産業廃棄物として取り扱われるため、産業廃棄物処理場がない当町では、島外へ運搬し処理をしなければならず、運搬及び廃船処理に多額の費用を要するため自発的な処理が進まない状況である。 FRP廃船の廃棄処理が円滑に推進できるよう運搬費や処理費用助成の拡充が必要である。	【農林水産部】 県管理久部良漁港の放置艇処理については、所有者が自ら撤去することが原則であることから、県では、所有者を確認しているものについては、その所有者に対し撤去を求めているところです。 これまで各圏域ごとに県、市町村の漁港管理担当者及び地元の漁協と会議を開催し、放置艇対策に関する情報提供や意見交換等を行ってきました。 久部良漁港の放置艇については、引き続き与那国町と連携し、調査により実態を把握して課題を整理した上で、国への要望など支援策の検討を進めていきたいと考えております。 【土木建設部】 放置船の処理については、一義的には、所有者の責任で処理されるべきものと考えており、県としては、維持管理の権限を移譲している所在市町村と協力して、所有者の確認や移動、撤去を命ずる等の対応を行っております。 放置船については、代執行により、撤去や処分を行うことが出来ることとなっておりますが、相当な期間を要することや処分費用の負担等が全国的にも課題となっております。 県としては、引き続き、市町村と連携し放置船の処理を進めていくとともに、国の放置船対策の動向にも留意しながら、これら課題の解決に向け検討を進めていきたいと考えております。